

第3次亀山市総合計画（基本構想・前期基本計画）

骨子案

令和7年8月

亀山市

【目次】

序 論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の構成と期間	1
	(1) 計画の構成	1
	(2) 計画の期間	2
3	計画の管理	2
4	社会経済情勢の変化	3
	(1) 人口減少・少子高齢化の進行	3
	(2) 価値観・生活様式の多様化とウェルビーイング志向の高まり	3
	(3) 経済活動のグローバル化と経済情勢の変化	3
	(4) 安全・安心に対する意識の高まり	3
	(5) 地球環境・エネルギー問題の深刻化	4
	(6) デジタル社会の進展	4
	(7) 高速交通網整備の進展と日本中央回廊の形成	4
5	亀山市の現状と取り巻く状況の変化	5
	(1) 本市の沿革	5
	(2) 地域幸福度指標から見る本市の位置	5
	(3) 人口動向	7
	(4) 経済動向	8
	(5) 財政動向	9
	(6) 本市を取り巻く環境の変化	10
6	市民意向	13
7	今後のまちづくりの課題	18

基本構想

1	将来都市像	19
2	目指すまちのイメージ	21
3	まちづくりの基本方針	22
4	将来推計人口	23
	(1) 基本的な考え方	23
	(2) 将来推計人口	23
5	政策の大綱	25
6	都市空間形成と土地利用の方針	26

前期基本計画

1	まちの活力と賑わいの向上	34
	(1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上	35
	(2) 企業活動の促進と雇用の確保	37
	(3) 商工業・観光の活性化	39
	(4) 農業の活性化	41
	(5) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進	43
2	子どもたちの成長と学びを支える環境の充実	46
	(1) 子ども・子育て支援の充実	47
	(2) 学校教育の推進と学習環境の充実	49
3	自然との共生と次世代への継承	52
	(1) 脱炭素化の促進と循環型社会の形成	53
	(2) 森林づくりの推進と源流域の保全	55
	(3) 生物多様性の保全と野生鳥獣との共生	57
4	健やかで生き生きと活躍できる社会の形成	60
	(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実	61
	(2) 地域福祉・生活支援の充実	63
	(3) 高齢者福祉の充実	65
	(4) 障がい者福祉の充実	67
	(5) 文化芸術の推進	69
	(6) スポーツの推進	71
5	安全で快適な生活空間の創出	74
	(1) 防災・減災対策の強化	75
	(2) 住環境の向上	77
	(3) 道路の保全・整備	79
	(4) 上下水道の充実	81
	(5) 地域公共交通の充実	83
	(6) 消防力・地域安全の充実	85
6	多様な連携と交流によるまちの活性化	88
	(1) 地域まちづくり活動の促進	89
	(2) 協働・協創の推進	91
	(3) 生涯学習の推進	93
	(4) 多様な交流の促進	95
	(5) 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	97
行政経営		100
	(1) 開かれた市政の推進	101
	(2) 行財政システム改革の推進	103
	(3) 公有財産の適正管理・活用	105
	(4) 組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進	107
	(5) 行政DXの推進	109

序 論

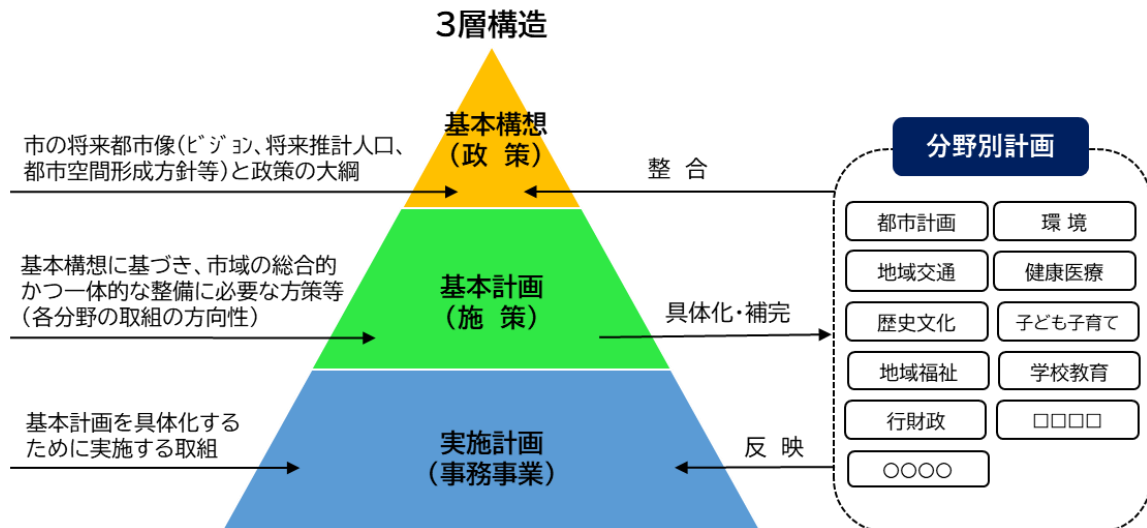
1 計画策定の趣旨

- 本市は、平成29年3月に、亀山市総合計画条例に基づき、平成29年度から9年間を計画期間とする『第2次亀山市総合計画—グリーンプラン2025—』を策定し、持続的に成長する都市を目指し、将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま』の実現に向けたまちづくりを積極的に推進してきた。
- この間、人口減少・少子高齢化社会の進行、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響やその後の国際情勢の変化等によるエネルギー価格や物価の高騰など不確実性の時代を背景に、スマート社会の到来に伴うデジタル技術の急速な普及、持続可能な開発目標(SDGs)の広がり、働き方改革の進展など、社会経済情勢の動向とともに人々の価値観も変化してきた。
- こうした中、本市は、市制施行から20年が経過し、今後も都市の持続的な成長と市民のQOLの向上に向け、健全な行財政運営の下に、総合的かつ計画的なまちづくりを展開していかなければならない。そのため、令和7年度末をもって、市の最上位計画である第2次総合計画の計画期間が終了することから、今後一層、未来思考でまちの成長力や住み良さを高めていくため、第3次総合計画を策定する。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第3次亀山市総合計画は、亀山市総合計画条例第2条の規定に基づき、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成する。



(2) 計画の期間

- 基本構想は、計画期間を概ね10年後を見据えつつ、令和8年度から令和15年度までの8年間とする。
- 基本計画及び実施計画は、その計画期間を4年間とし、令和8年度から令和11年度までを前期基本計画、また、令和12年度から令和15年度までを後期基本計画の期間とする。
- 市政に関する情勢に大きな変化があった場合にあっては、必要に応じ計画の見直しを行う。



3 計画の管理

- 総合計画は、計画の策定(PPLAN)－進行管理(DO)－評価(CHECK)－見直し(ACTION)の実施によるPDCAサイクルに基づき、その進捗状況や達成度を可視化する。
- 評価(CHECK)の過程においては、行政評価システムの運用により、毎年度、施策評価・事務事業評価を実施し、その結果を公表する。また、評価結果を踏まえ、必要に応じて取組内容等を見直し、計画の効果的な推進を図る。

4 社会経済情勢の変化

計画の策定に当たり、留意すべき社会経済情勢の変化を次のとおり整理する。

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- 我が国の総人口は、令和6年10月1日で1億2,379万人(総務省人口推計)となり、2008(H20)年の約1億2,808万人をピークに、16年連続で400万人以上減少している。
- この間、65歳以上の老年人口は一貫して増加し、直近では総人口の約3割を占める一方、15歳未満の年少人口割合は、約1割まで低下している。こうした本格的な人口減少の進行により、2070年には、総人口が約8,700万人まで減少すると見込まれている。また、労働力の低下や社会保障費の増加等が景気の減退・悪化を引き起こし、それらが現役世代の個人消費や新たな世帯形成の障壁となることで、出生数が減少するという人口減少の連鎖や、国力の衰退につながる懸念されている。
- 人口減少や人口構造の変化に加え、世帯形態も変化しており、核家族化が一層進むとともに、単身世帯や高齢者単身世帯、ひとり親世帯の割合が高まることが見込まれるため、社会的に孤立する世帯の増加が懸念されている。

(2) 価値観・生活様式の多様化とウェルビーイング志向の高まり

- 時代の変化に伴い、個人の価値観や生活様式が多様化し、経済的な豊かさよりも、癒しや安らぎ、健康といった心の豊かさが求められている。また、集団行動や画一性を重視する価値観から、個々の自由な考えや個性が尊重される社会への転換が進んでいる。
- インターネット等の普及により、社会経済活動の範囲は更に拡大し、テレワークの浸透等によって、働き方や家族の在り方、世代間や就業形態、身の周りの環境等に応じた価値観の多様化が進んでいる。
- 国では、地域で暮らす人々の心豊かな暮らし(ウェルビーイング)の向上や持続可能性の確保を目指し、地域幸福度指標を利用した各種取組の円滑な連携を推進している。また、少子化や超高齢化が一層進行する中、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指し、子どもの権利保障や支援体制の強化に向けた取り組みが求められるとともに、「生涯現役社会」の実現を通じて、それぞれの立場を認め合い、誰もがウェルビーイングを実感しながら暮らせる社会の構築が大きな目標になりつつある。

(3) 経済活動のグローバル化と経済情勢の変化

- 国を越えた人・モノ・情報の流通が加速し、国際競争が激化するとともに、対日・対外投資をはじめ、インバウンド消費の拡大や国産品の海外販路開拓、外国人労働力の確保など、経済活動のグローバル化が進展し、その影響は地域経済にも及んでいる。
- 我が国経済は、感染症ショックによる低迷後、緩やかな景気回復が続く中で、2024年には名目GDPが初めて600兆円を超え、賃上げ率も上昇するなど明るい動きもみられる。一方で、食料品等の物価高騰が続き、個人消費の回復は賃金・所得の伸びに比べて力強さを欠いている。また、米国の追加関税措置による経済の下押しリスクへの懸念など、外部環境の影響を受けやすい中で、地域経済の安定と活力の向上が求められている。

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

- 南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は、政府の地震調査委員会により、80%以上に引き上げられ、令和6年8月には初めて「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるなど、発生リスクが高まっている。また、大型台風や線状降水帯の発生など自然災害への備えに対する意識も高まっており、都市インフラの長寿命化・更新に加え、防災情報の伝達や自主防災組織の強化など、ハード・ソフト両面からの取り組みが求められている。
- 従来からの災害リスクに加え、コロナ禍の経験を通じて新たな感染症への危機管理意識が高

まっている。また、国際的な問題に関連する物価上昇、デジタル技術の発展によって脅威を増すサイバー攻撃、高齢者等を狙った特殊詐欺やインターネット犯罪など、日常生活における複雑化・高度化した新たなリスクへの対応が求められている。

(5) 地球環境・エネルギー問題の深刻化

- 深刻化する気候変動による気温の上昇と都市部でのヒートアイランド現象により、熱中症の増加など健康面への影響をはじめ、渇水や洪水リスクの増加、食料生産の不安定化、生態系の喪失、冷房需要の増大によるエネルギー消費の増加など、様々なダメージが危惧されており、気候変動への適応が急務となっている。
- 我が国は、地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を踏まえ、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2030年度には温室効果ガスを2013年度比で46%の削減を表明している。このため、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められている。
- ロシアによるウクライナ侵略等により、国際的なエネルギー・資源・食料価格の上昇、供給の途絶や混乱への懸念が高まり、世界的な安定に影響を及ぼすリスクが増大していることから、エネルギー安全保障の重要性が指摘されている。

(6) デジタル社会の進展

- コロナ禍におけるDXの普及も相まって、デジタル技術が急速に進展し、次世代高速通信網(5G)や人工知能(AI)、SNS等のプラットフォーム、クラウドサービス、自動運転、オンライン・キャッシュレス化等が、社会生活や企業活動等において不可欠な社会基盤となり、その領域が拡大している。これにより、人々の情報収集、コミュニケーション、企業や個人の経済活動に大きな変化と影響が生じつつある。
- AIが爆発的な進化を続けており、大規模言語モデルによる汎用モデルの開発が進展する一方、新たな技術も登場しており、技術変革の可能性が高まっている。更に今後進化することで、あらゆるデジタル分野に浸透・連携し、デジタル社会を支える基盤的要素となることが期待される。

(7) 高速交通網の進展と日本中央回廊の形成

- 中部・関西両圏においては、新東名高速道路・新名神高速道路の開通によるダブルネットワークが概成するなど、高速道路の機能強化が進んでいる。今後、新たな広域幹線道路の進捗や、リニア中央新幹線の全線開業も相まって、東西・南北方向の広域交通連携軸が強化され、広域交通ネットワークの充実が図られる。
- 現在、先行区間(品川～名古屋間)で建設工事が進められているリニア中央新幹線は、将来の日本を支える新たな国土の大動脈として、3大都市圏を約1時間で結ぶことになる。この圧倒的な時間短縮効果により、人口約7,000万人の世界をリードする巨大経済圏「日本中央回廊」が形成され、経済・産業・文化等の対流・融合による新たなイノベーションの創出や交流・連携の強化が期待されている。また、リニア効果を最大限に発揮するため、早期の全線開業に加え、広域連携の視点を持ったまちづくりが求められている。

5 亀山市の現状と取り巻く状況の変化

計画の策定に当たり、亀山市の現状と留意すべき主な亀山市を取り巻く環境の変化を次のとおり整理する。

(1) 本市の沿革

①自然的、地理的特性

- 本市は、三重県の北中部に位置し、南は津市、東は鈴鹿市、西は伊賀市、北は滋賀県甲賀市に接している。総面積は約191.04km²で、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内、名古屋市からは約50km、大阪市からは約100kmに位置している。
- 本市の北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿の山々が南北に走り、そこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続いている。中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が東西に流れ、伊勢湾へと注いでおり、農業水利等の源となっている。

②社会的、経済的特性

- 本市は、我が国の中央部、中部と近畿の結節点に位置し、また伊勢への分岐点でもあることから、古くから交通の要衝として栄えてきた。中でも近世になってからは、東海道の宿場町として、また、亀山城を中心とした城下町として歴史的に重要な役割を果たしてきた。特に「関宿」は、江戸時代の町並みが現在も良好に保存されており、国の重要伝統的建造物群保存地区にも指定され、地域の文化や歴史を感じることができる。
- 近代に入ると、関西鉄道(現関西本線)と参宮鉄道(現紀勢本線)が相次いで開通し、本市は両線が分岐する鉄道のまちとして発展してきた。
- 道路については東海道が国道1号として整備された後、東名阪自動車道、近畿自動車道伊勢線、新名神高速道路が整備され、国道1号や名阪国道とも結節して、現在も名阪間の交通アクセスに優れた立地が地域の発展を支えている。

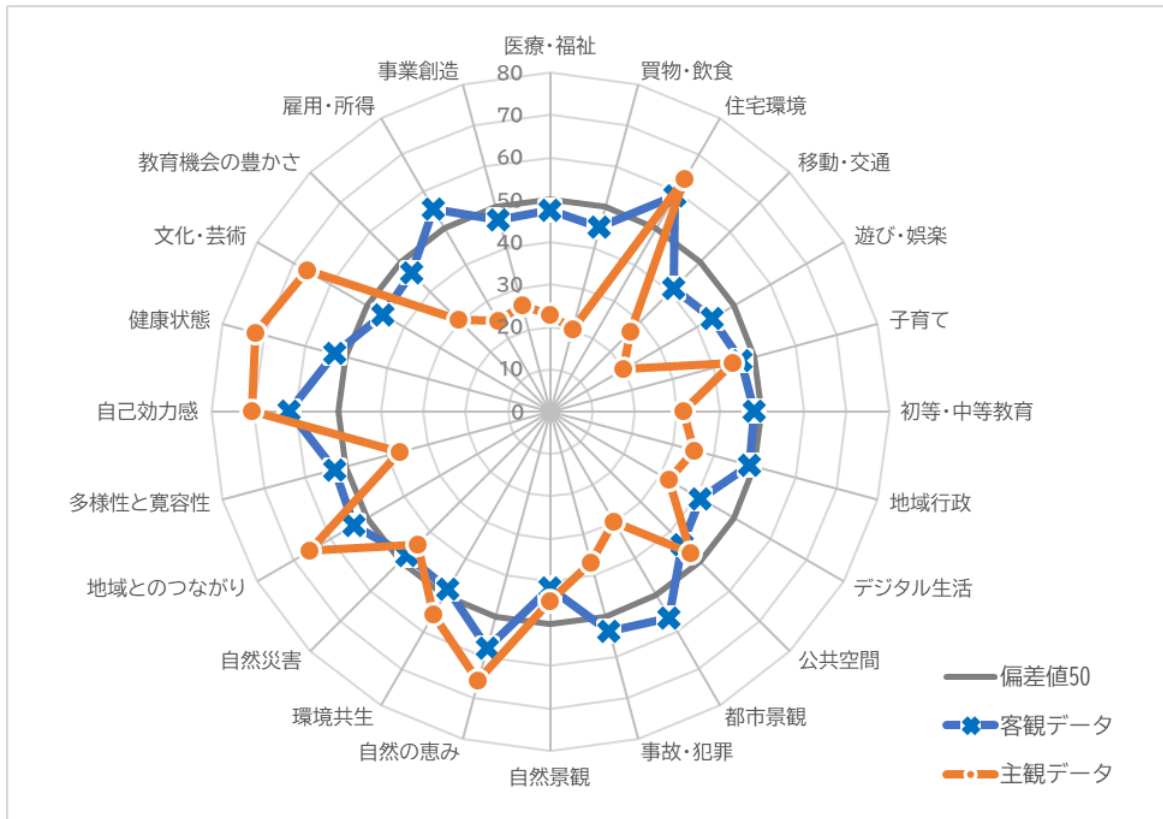
(2) 地域幸福度指標から見る本市の位置

地域幸福度指標は、客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(ウェルビーイング)」を指標で数値化・可視化したものであり、ウェルビーイング調査に基づく主観データ及び暮らしやすさの客観データにより、本市の特徴を俯瞰的に捉えることができるものである。

なお、デジタル庁のダッシュボードを活用し、全国の調査結果に基づきデータを偏差値化した結果は次のとおりである。

- 客観データの偏差値においては、雇用・所得、住宅環境、自然の恵み、自己効力感、都市景観等のカテゴリーにおいて、他自治体と比較して高い評価となっている。
- 主観データの偏差値においては、自然の恵み、住宅環境、文化・芸術、健康状態、自己効力感、地域とのつながり等のカテゴリーにおいて、他自治体と比較して高い評価となっている。一方、雇用・所得、事業創造、医療・福祉、買物・飲食、移動・交通、遊び・娯楽が他の自治体と比較して低い評価となっている。
- 客観データに比べ主観データが低いカテゴリーとして、買物・飲食、遊び・娯楽、雇用・所得、医療・福祉、事業創造、移動・交通、都市景観が挙げられる。
- 客観データ、主観データともに高い評価となっている、自然の恵みや住宅環境、自己効力感 は本市の強みとして捉えられる。

図1 地域幸福度（ウェルビーイング）指標におけるダッシュボード



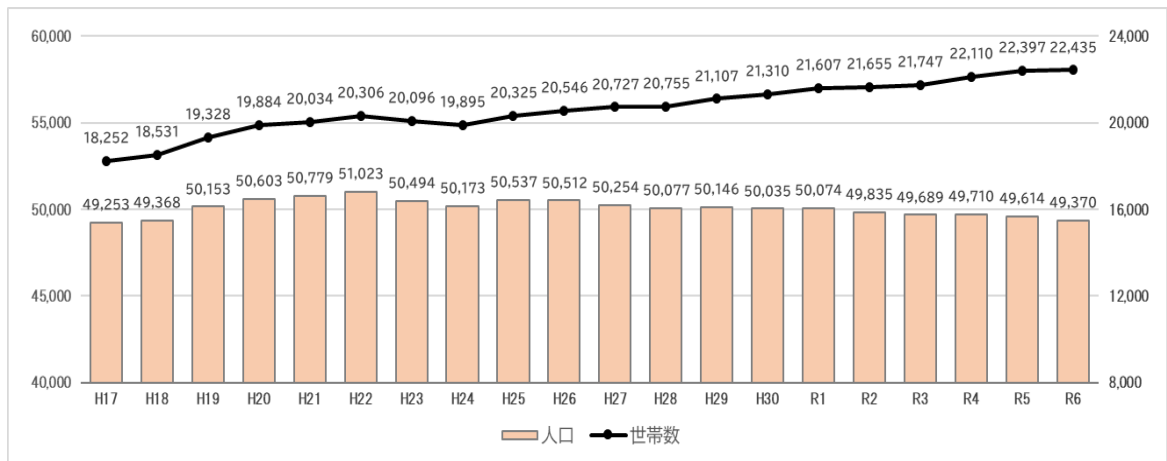
【出典】2024年度版（令和6年度版）Well-Being 個別調査

(3) 人口動向

○本市の人口は、平成22年の51,023人をピークに減少に転じ、令和2年には49,835人と5万人を割り込んだ。また、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、今後も人口減少傾向は続き、令和32(2050)年の人口が43,132人と、令和2年からの30年間で約6,700人が減少する見通しである。一方、人口は緩やかに減少するが、世帯数は増加傾向にある。

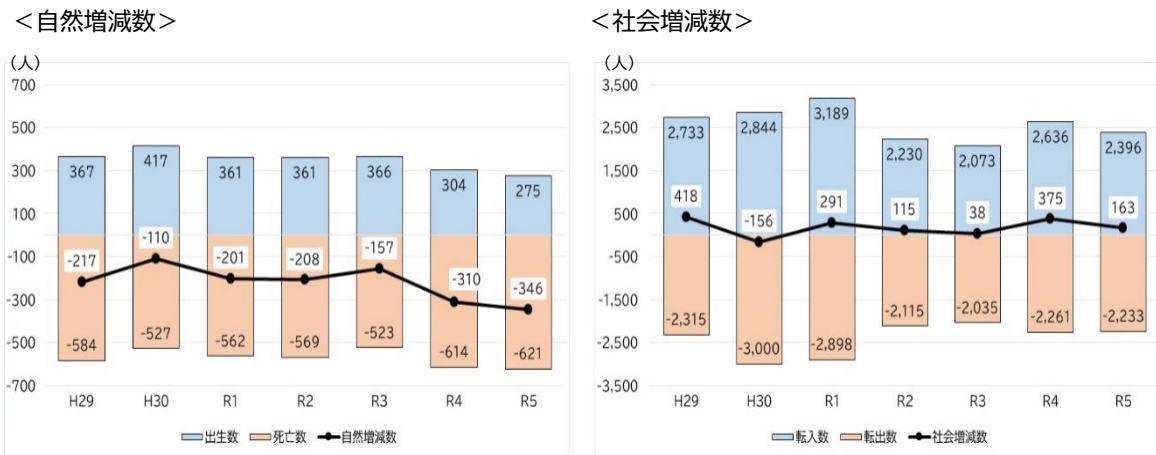
○少子高齢化の進行により、死亡数が出生数を上回る自然減が続く一方で、令和元年以降は、転入者が転出者を上回る社会増が継続しており、総じて人口減少が抑制されてきている。

図2 人口・世帯数の推移（国勢調査及び人口推計・住民基本台帳）



資料 人口：国勢調査・人口推計、世帯数：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

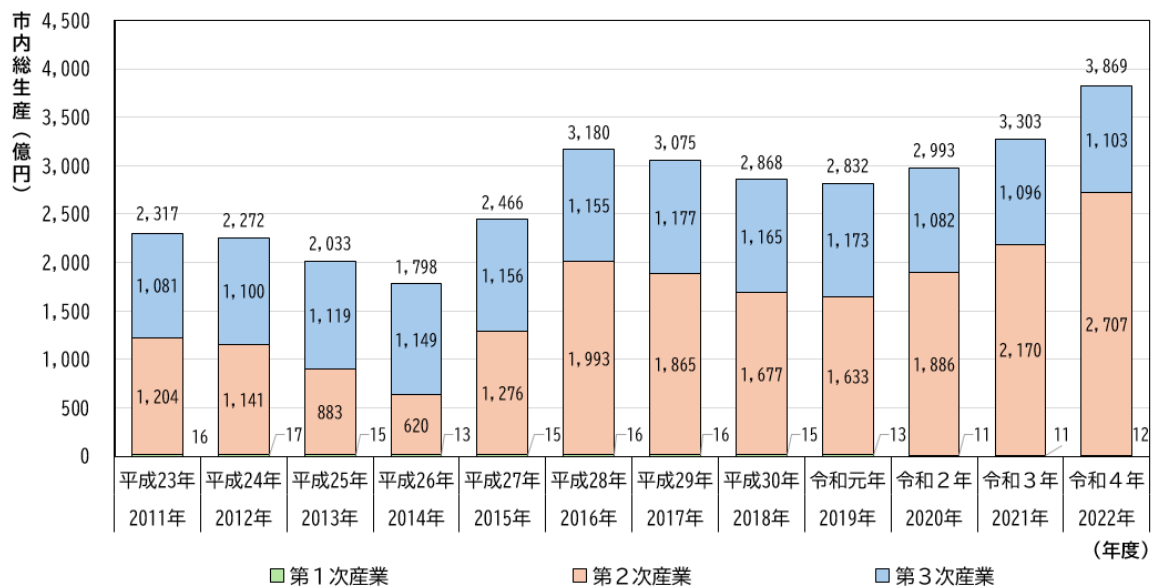
図3 人口の自然増減数と社会増減数の推移（住民基本台帳）



(4) 経済動向

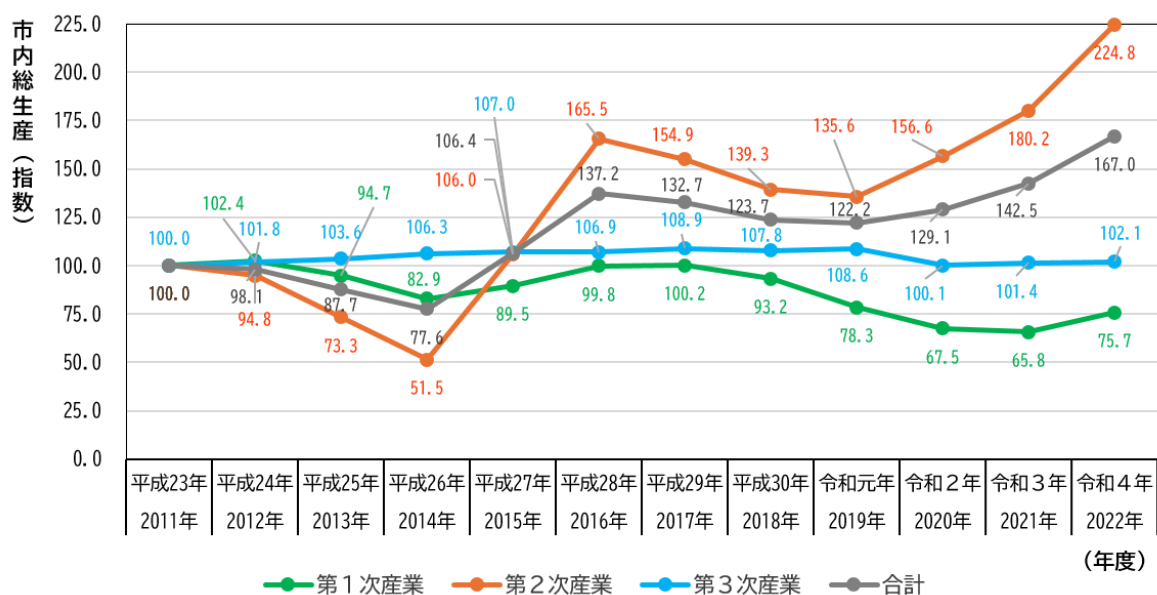
- 産業別市内総生産の推移を見ると、全体としては、平成26年度までは減少傾向が続いていたが、その後は回復し、コロナ禍を経ながらも増加傾向が続いている。
- 第1次産業は平成24年度の17億円が最大で、令和4年度には12億円にまで減少している。
- 第2次産業については、平成23年度から平成26年度にかけて大きく生産額を下げたが、その後は回復基調にあり、令和4年度には2,707億円にまで伸びている。
- 第3次産業については、平成23年度から令和4年度にかけて概ね1,100億円前後の横ばいで推移している。

図4 産業別生産額の推移



資料 三重県の市町民経済計算 (令和4年度)

図5 産業別生産額伸び率の推移 (平成23年度=100とした指数)

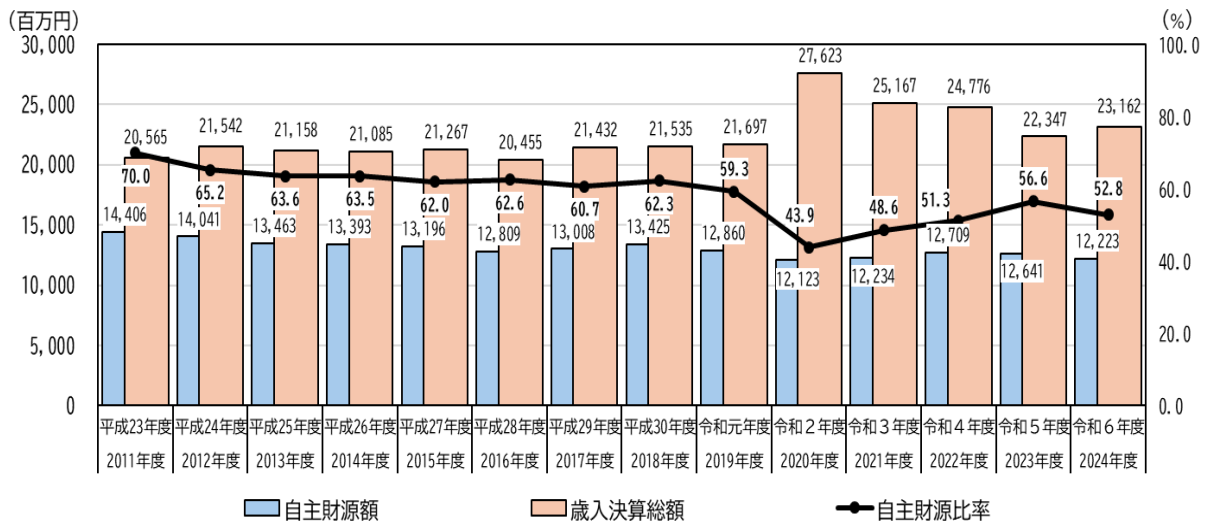


資料 三重県の市町民経済計算 (令和4年度)

(5) 財政動向

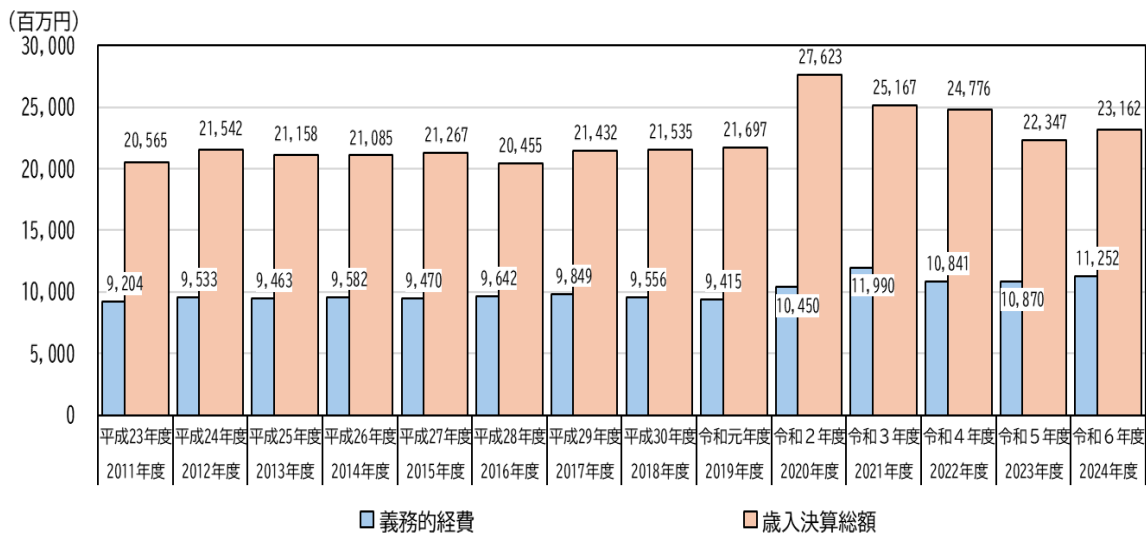
- 一般会計の歳入決算総額は、令和元年度までは210億円程度で推移していたが、令和2年度はコロナ禍の緊急財政措置等の影響から276億円まで増加した。その後は減少傾向にあり、令和6年度には約232億円となっている。
- 歳入のうち、市税等の自主財源額はほぼ横ばいで推移しており、令和6年度は122億円となっている。歳入決算総額に占める自主税源比率は、コロナ禍以前は60%前後、コロナ禍以降は一時50%を下回ったが、その後は回復基調にある。
- 人件費や扶助費等の義務的経費は、令和元年度までは100億円以下で推移していたが、歳入決算総額と同様に令和2年度以降は1割以上増加している。

図6 歳入決算総額及び自主財源額の推移



資料 財務課 (各年度)

図7 歳入決算総額及び義務的経費の推移



資料 財務課 (各年度)

(6) 本市を取り巻く環境の変化

①人口減少の進行

- 本市の総人口は平成22年をピークに減少し、令和6年10月1日時点の住民基本台帳人口は49,109人となり、ピークより1,000人以上少なくなっている。人口減少の主な要因は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いていることによる。
- 令和2年国勢調査結果を基準人口とする国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、今後も人口減少が進行し、20年後の2045年には、総人口が45,000人を下回ると予想されている。
- 人口が減少する一方で世帯数は増加しており、令和6年10月1日時点の世帯数は22,435世帯で、人口がピークであった平成22年と比較し10%以上増加している。これは、一人暮らしや核家族世帯の増加によるものである。
- 人口減少が進行する中、今後は若者世帯を中心とした移住等による転入者の増加を図り、人口減少の抑制や暮らしやすさ・都市活力の向上が求められる。

②中心的都市拠点の機能強化と都市インフラの強じん化

- 令和4年10月にJR亀山駅周辺における市街地再開発事業(組合施行)による整備事業が完成し、市立図書館の移転によるにぎわいの創出や共同住宅の整備による居住人口の増加等により、中心的都市拠点の機能強化が図られた。さらに、新庁舎の建設予定地をJR亀山駅周辺に決定したことから、更なる機能強化が期待される。
- 市北東部を中心に、居住誘導区域及び用途地域の区域外における宅地開発や商業施設の立地が進行していることから、コンパクトプラスネットワークの都市形成に向け、都市の拠点性強化やまとまりのある居住地の形成を促進する必要がある。
- 高度成長期に整備された社会資本の老朽化が急速に進行することが懸念される中、本市も、橋梁や上下水道等の計画的な保全・整備を進めてきた。今後も、市民生活の安全性・利便性の確保や、発生が危惧される巨大地震等の事前防災の観点から、計画的な維持管理と老朽化対策等による都市インフラの強靱化が急がれる。

③豊かな自然環境と鈴鹿川等源流域の保全

- 鈴鹿山系等は、都市景観の形成をはじめ、鈴鹿川等の源流域から流域全体に豊かな恵みをもたらす、市民生活を支える貴重かつ重要な地域資源である。そこで、本市では、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定など、豊かな自然資源や生態系を保全・活用する取り組みを関係団体と連携・協働しながら推進してきた。今後も持続的で広がりのある活動を展開し、次代へ継承していく必要がある。
- 一方、これらの地域資源を保全・活用する農林業従事者の担い手が減少し、農地や森林の多面的機能の低下や耕作放棄地の増加が危惧されるとともに、獣害被害の拡大等により、生産活動に支障が生じている状況である。

④健康まちづくりの推進による健康文化の醸成

- 健康都市連合加盟都市である本市は、コロナ禍における市民の健康に対する行動変容を一過性のものとせず、「かめやま健康都市大学」の創設によるヘルスリテラシーの向上や、健康マイレージによるヘルスプロモーションの展開、地域医療・救急医療体制の充実、食生活の改善、フレイル予防、予防接種費用助成・口腔ケアの充実など、健康都市政策を積極的に推進してきた。これらの取り組みにより、市民の健康意識が高まり、健康都市としての健康文化が醸成されつつあるため、今後も普及拡大が求められている。
- 健康都市としてのQOL(暮らしの質)の向上は、SDGsやウェルビーイングの理念にも通じるものであり、健康のみならず、環境・文化・教育など幅広い分野からの取り組みが必要となる。そのため、そうした仕組みや横断的な取り組みの更なる推進が求められる。

⑤産業集積やリニア中央新幹線の誘致等による交通拠点性の向上

- 地理的優位性や交通アクセス性等の地域特性を生かし、市内民間産業団地への積極的な企業誘致等により多様な産業集積を促進し、内陸工業都市としての進展を図ってきた。一方で、工業用地の不足等による新たな産業基盤の確保が急がれており、将来性ある産業分野の立地促進が期待される。
- 令和4年11月、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、県内駅の候補地を本市内とする決議が行われ、四半世紀以上にわたる官民一体のリニア駅誘致活動は、新たな段階に入った。また、建設主体が名古屋以西区間の環境影響評価に着手するなど、整備に向けた取り組みも着実に進められている。
- さらに、令和4年に一般国道306号「鈴鹿亀山道路」の事業化が決定し、国道306号へのインターチェンジの設置等と合わせて、広域幹線道路ネットワークの拡充が期待されている。
- こうした本市の今後のまちづくりに影響を及ぼす事業の動向を見据えつつ、更なる交通拠点性の向上により、働く場の創出や市街地の活性化など、都市機能の充実や魅力化の向上につなげていく必要がある。

⑥切れ目のない子育て支援と教育環境の充実

- 本市は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を中心に切れ目のない子育て支援体制の充実を図ってきた。令和6年4月には、母子保健と児童福祉の機能を一体化した機関として「亀山市子ども家庭センター」を開設し、妊娠期からすべての妊産婦と子ども、子育て世帯に対し効果的で切れ目のない一体的な支援を行っている。
- 児童発達支援については、令和7年4月に民間の児童発達支援センターが開設されたことに伴い、面的整備型児童発達支援体制を整備することで、更なる子育て支援の充実が期待される。
- 本市は、市内全小中学校における学校運営協議会を中心とした学校と地域が連携した学校運営の推進、保幼認小連携による段差の少ない切れ目のない教育の実践、子どもの特性や事情に配慮した個別最適な学びの機会の確保等により、子どもたちの豊かな学びを推進してきた。また、川崎小学校や井田川小学校の増・改築、普通教室等への空調設備の計画的な整備等により、学びの環境の充実を図っている。
- こうした子育て支援や教育環境の充実が、本市への転入など「選ばれるまち」の大きな要素であることから、更なる充実が求められる。

⑦感染症ショックからの克服と価値観の変化

- 未曾有の感染症ショックに対し、関係機関や関係団体と連携しながら、迅速かつ的確に市を挙げた総合対策を講じたことで、コロナ禍を克服し、市民生活の日常を取り戻すことができた。
- コロナ禍を通じて、GIGAスクール構想の展開や行政手続きのオンライン化など行政DXの推進、防災情報伝達手法の整備等の取り組みが進んだ一方で、感染症による人と人とのつながりの希薄化により、地域文化の継承や後継者の確保等において、地域力の低下や価値観の変化が懸念されている。
- そのため、地域づくり活動が活発に展開されるよう、地域まちづくり協議会や自治会等の活動を支援し、まちの活力を向上させていく必要がある。
- また、コロナ禍の経験を新たな感染症への備えやリスクマネジメントの教訓として捉え、危機管理体制やレジリエンスの強化、健康づくり・地域医療における関係機関との連携など今後の関連施策の展開に生かしていく必要がある。

⑧厳しさを増す財政運営と財政構造改革の推進

- 本市の財政は、液晶関連産業の集積等により、平成17年度から普通交付税の不交付団体となるなど、強固な財政基盤を形成してきたが、平成20年の世界的な経済不況等による市税収入の落ち込み等を背景に、平成23年度には普通交付税の交付団体に転じ、行政経営の大きな転換点を迎えた。その後、令和元年度以降、コロナ禍を背景に膨らんだ国・地方の歳出やエネルギー価格や物価の高騰に加え、継続的な義務的経費の上昇は、市の財政運営に大きな影響を及ぼし、既存事業の拡張等の構造的課題と合わせ、財政調整基金残高の減少傾向が続いており、抜本的な財政構造の立て直しが急務となっている。
- こうした背景を踏まえ、今後の扶助費等の伸びや公共施設の更新等を勘案し、令和6年5月には、「財政構造改革骨太方針2024」を策定し、更なる歳出削減と歳入確保の取り組みを短期集中的に進めているところであり、厳しい財政状況からの早期回復が求められている。

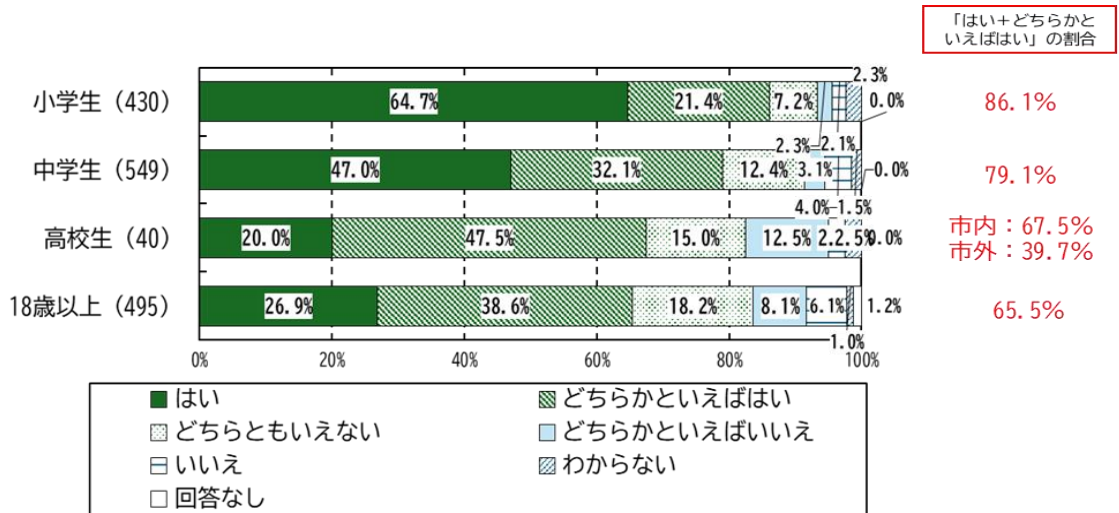
6 市民意向

令和6年度(2024年度)に実施した、市民アンケート(18歳以上市民)調査、小学生・中学生・高校生アンケート調査、各種ヒアリング調査、ワークショップ等から、市民意向を整理する。

①住みやすさ

○市民の6割以上が亀山市は「暮らしやすい」と評価している。

図8 亀山市は暮らしやすいか(住みやすさを感じるか)

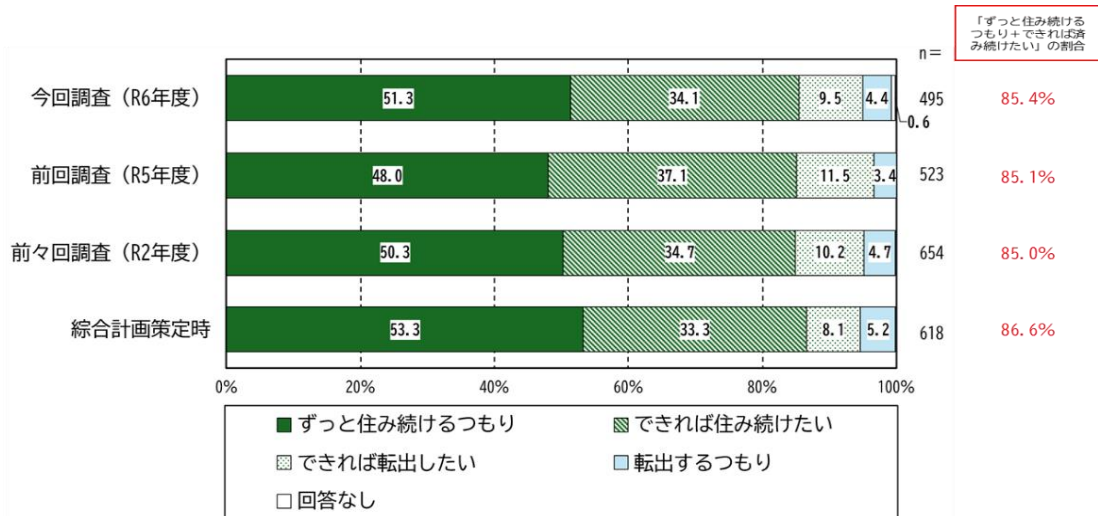


資料 令和6年度アンケート調査(市民、小学生、中学生、高校生)

②将来の定住意向

○市民の8割以上が「住みたいと思う」と回答している。本市に住みたい理由では、市民、学生とも「自然の豊かさや多さ」に対する評価が高く、学生では、「人のやさしさ」に関する評価も高くなっている。

図9 将来の居住意向(住み続けたいか)



資料 市民アンケート調査

③満足度と重要度

○自然環境の豊かさ、安全でおいしい水、生活排水処理、高速道路網については継続して満足度が高く、JR亀山駅前に整備した図書館に対する満足度が高くなった。一方、公共交通、余暇・飲食、産学官民連携に関する項目が低評価となっている。

○今後の取組の重要度では、消防・救急、防災、防犯といった安全・安心に関する項目や安全でおいしい水や生活排水の適切な処理、医療機関の充実といった生活環境に関する項目の重要度が高くなった。一方、リニア誘致の機運の高まりに加え、外国人住民との交流やボランティア活動の活発化、地域の個性の尊重といった市民協働に関する項目、芸術・文化の充実等の項目の重要度が低くなっている。

○満足度が低く、重要度が高い項目は、公共交通や福祉、防犯、医療等となっている。

表1 現状の評価（満足度） -上位5・下位6-

	NO.	分野	質問項目	満足度
【上位5】 ベスト5	11	【環境創造】	自然環境が豊かである	1.12
	27	【都市形成】	安全でおいしい水道水が供給されている	1.00
	14	【環境創造】	生活排水が適切に処理されている	0.91
	37	【学び・子育て】	図書館が充実している	0.78
	18	【交通網】	高速道路網が整備されている	0.74

	NO.	分野	質問項目	満足度
【下位6】 ワースト6	16	【交通網】	バスが便利である	-1.26
	15	【交通網】	鉄道が便利である	-1.10
	17	【交通網】	乗合タクシーが便利である	-1.05
	4	【産業振興】	外食や宴会等を行う場所が充実している	-1.04
	6	【産業振興】	企業、大学、市民、行政による連携した取組が進められている	-1.01
	5	【産業振興】	余暇を過ごす場所が充実している	-1.00

資料 令和6年度市民アンケート調査

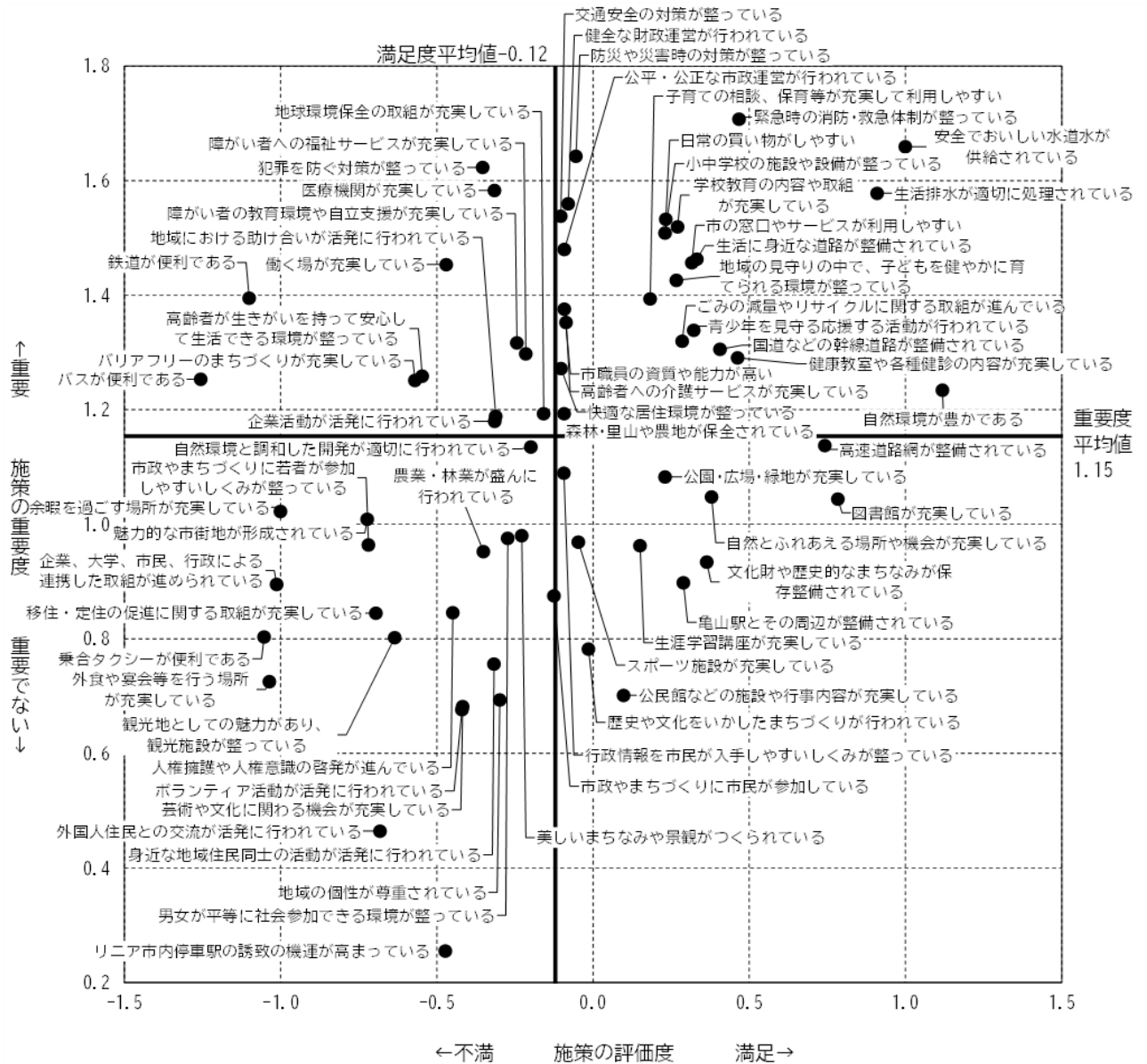
表2 今後の取組の重要度 -上位5・下位5-

	NO.	分野	質問項目	重要度
【上位5】 ベスト5	31	【都市形成】	緊急時の消防・救急体制が整っている	1.71
	27	【都市形成】	安全でおいしい水道水が供給されている	1.66
	28	【都市形成】	防災や災害時の対策が整っている	1.64
	29	【都市形成】	犯罪を防ぐ対策が整っている	1.62
	46	【健康・医療・福祉】	医療機関が充実している	1.58
	14	【環境創造】	生活排水が適切に処理されている	1.58

	NO.	分野	質問項目	重要度
【下位5】 ワースト5	21	【交通網】	リニア市内停車駅の誘致の機運が高まっている	0.25
	59	【市民協働】	外国人住民との交流が活発に行われている	0.46
	57	【市民協働】	ボランティア活動が活発に行われている	0.68
	42	【文化振興】	芸術や文化に関わる機会が充実している	0.68
	62	【市民協働】	地域の個性が尊重されている	0.69
	36	【学び・子育て】	公民館などの施設や行事内容が充実している	0.70

資料 令和6年度市民アンケート調査

図10 満足度指数と重要度指数 散布図



資料 令和6年度市民アンケート調査

④ワークショップ等での市民意向

カメトーク（若者（18歳～39歳の市民）からの意見聴取）

【亀山の居心地の良さ】

○豊かな自然や自動車による交通の便の良さ、公園等の遊ぶ場の充実が評価されているのに加え、本市の静かで落ち着く環境や人の優しさが評価されている。

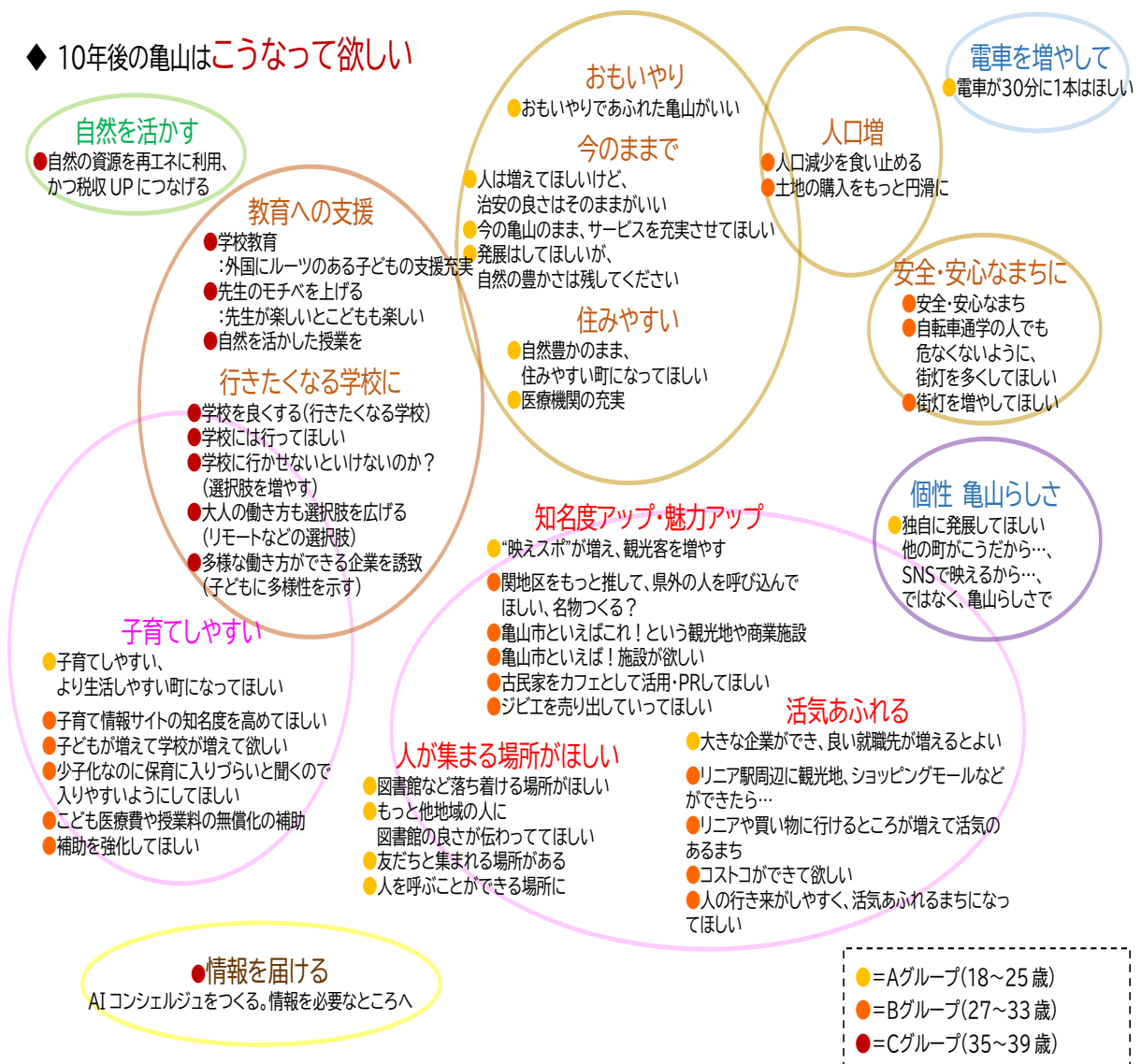
【亀山の居心地の悪さ】

○自然を生かしきれていない状況や、公共交通における交通の悪さ、医療・店舗の少なさに加え、イベントや行政サービス等の様々な情報が届かないことがあげられている。

【10年後の亀山はこうなって欲しい】

○豊かな自然を生かすことや、教育への支援や学習環境の充実、子育て環境の充実、亀山らしさの確保、本市の知名度と魅力の向上に向けた取り組みの充実等があげられている。

図11 「10年後の亀山市はこうなって欲しい」に対する主な意見



資料 亀山の未来を考える「カメトーク」 令和7年4月12日より

市民フォーラム（15歳以上の市民からの事前の意見聴取）

【10年後の亀山市のまちの姿】

○豊かな自然の確保や暮らしやすさの充実、公共交通の便の確保、子育て環境の充実等があげられている。

市民フォーラム（15歳以上の市民（フォーラム参加者）からの意見聴取）

【10年後の亀山市のまちの姿】

○自然環境の保全・活用や亀山市の魅力の発信、公共交通の利便性向上、娯楽の拠点・場所の整備、地域・団体間のつながりの確保等があげられている。

図12 「10年後の亀山市のまちの姿」に対する主な意見



資料 次期総合計画策定に向けた「市民フォーラム」 令和7年5月25日より

7 今後のまちづくりの課題

本市を取り巻く環境や市民意向から見る、今後のまちづくりの主な課題を次のとおり整理する。

①まちのにぎわいと多様な働く場の創出

本市が持つ様々な地域資源や地域特性を生かしながら、新たな産業集積や魅力的な雇用を創出するとともに、リニア中央新幹線三重県駅の設置等による広域交通網の更なる充実を図り、商工業や観光、農業等を生かしたまちのにぎわいや魅力づくりにつなげていく必要がある。

②子育てと教育の更なる充実

子育て環境や教育環境は「選ばれるまち」としての大きな要素となることから、豊かな自然環境、人のやさしさ、地域のつながりの強さなど、本市の特性を生かしながら、子育てと教育の更なる充実を図っていく必要がある。

③まちを支える自然環境の活用

鈴鹿川等源流域の森林・水系を守り支える活動を活発化することとあわせて、自然と身近にふれあえる空間に価値を見出している人々との交流を促したり、自然と共生しながら新たな産業や雇用を創出したりするなど、自然環境が備える機能を都市の魅力づくりに有効に活用していく必要がある。

④心豊かな暮らしの実現とまちへの愛着の醸成

生涯を通じた健康づくりを展開するとともに、様々な課題を抱える市民には、地域全体で医療や福祉等のセーフティネットを強化していく必要がある。また、スポーツ、文化活動など、様々な場面で市民が生き生きと過ごせる場づくりが必要であり、こうした取り組みにより、市民の自分らしい生き方や心豊かな暮らしを下支えし、まちへの愛着や誇りを醸成していく必要がある。

⑤住みやすい生活環境の整備

鉄道、バス等の公共交通、買物や飲食、遊び・娯楽についての評価は低く、その改善を図るとともに、子どもたちの遊び場や若者が集う場の確保、犯罪や災害からの安全性の確保など、住みやすいまちの条件となる生活環境の整備に取り組んでいく必要がある。

⑥人のやさしさを生かした多様な連携による地域の活性化

人と人とのつながりを大切にした、これまでの市民参画や地域との協働によるまちづくりを定着させていきながら、生涯学習による学びの機会の充実や、様々なノウハウを持つ企業・大学等との連携も加え、地域課題の解決や新たな価値の創出、地域の活性化につなげていく必要がある。

⑦持続可能な発展を下支えする行政経営の推進

物価等の高騰に加え、義務的経費の上昇は、今後も継続することが予測され、更なる財政状況の悪化が市民サービスに影響を及ぼすことが懸念される一方、持続可能な都市の発展に向け、魅力的で活力のある都市形成を図るため、将来を見据えた安定的な財政運営に向けた財政構造の確立と、効率的で効果的な市政運営に努める必要がある。

基本構想

1 将来都市像

【第2次総合計画 将来都市像】（現行）

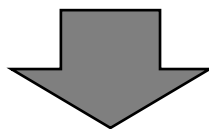
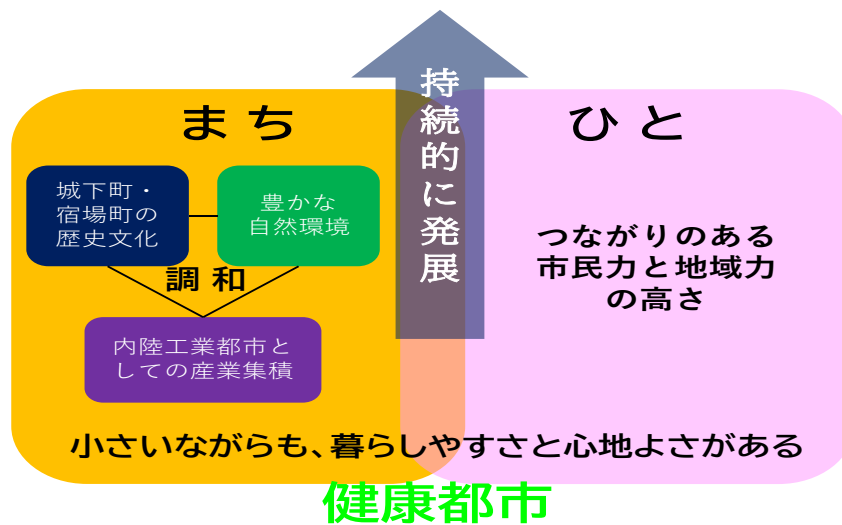
歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま

亀山市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史が織り成した城下町・宿場町としての佇まいがあります。また、人と人が支え合う、つながりのある市民力と地域力の高さを持っています。一方、古くから交通の要衝として栄え、近年は、多様な産業が集積する内陸型工業都市としての性格を強めています。

このような亀山市は、顔の見える5万都市として、小さいながらも「暮らしやすさ」や「心地よさ」を備えた活力のある都市へと成長してきました。これからも、亀山市の魅力である豊かな緑や歴史文化と共生しながら、交通拠点性を高め、持続的に成長する都市でありたいと考えます。

地域に根ざした自然・歴史・産業が調和した「まち」、心身ともに健やかな日々を過ごせる「ひと」の暮らす亀山市。こうした亀山市の心地よさを「まち」も「ひと」も健康な状態であると捉え、それをさらに高め、次代へつなげるため、持続的に発展し続けられる「健康都市」でありたいという想いを、将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』として示しています。

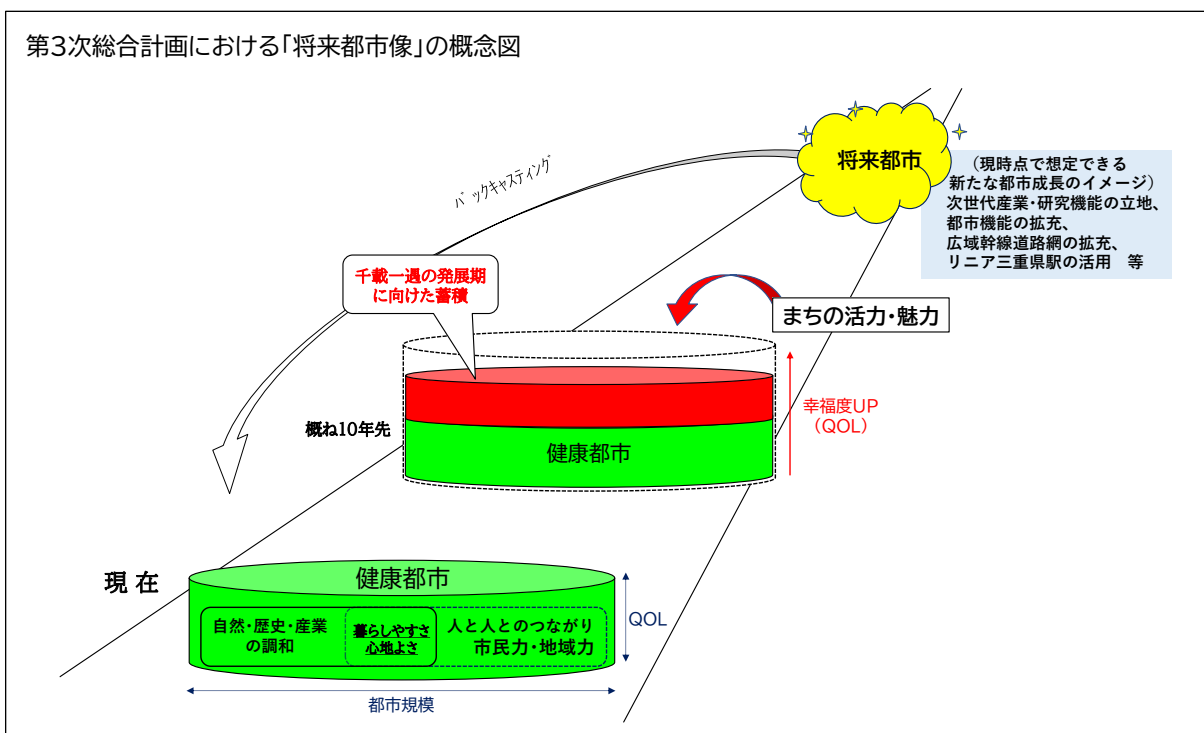
現行の将来都市像「緑の健都」の概念図



<第3次総合計画における「将来都市像」の基本的な考え方>

- 自然・歴史・産業のバランスの良さや人と人とのつながりが築き上げた地域力による、「暮らしやすさや心地よさ」を重視した「健康都市」の形成は、本市のまちづくりの基礎的要素として恒常的なものであるため、今後も堅持していく。その上で、概ね10年先(総合計画期間)を見通す中では、人口減少社会の中で、社会増等により人口減少を抑制していくためにも、一層、暮らしやすさ等が向上した、市民の幸福度が高まるまちでありたいと考える。
- 一方、本市は、古代鈴鹿関や近世の東海道三宿の時代から「交通の要衝」として栄え、近年では、内陸型工業都市として多様な産業集積が促進された。本市には、こうした人流・物流等の交通拠点性の高さがあり、その優位性を発揮させることで、将来、次世代産業・研究機能の立地による重層的な産業構造の確立や、新庁舎を含めた中心的都市拠点の活性化が期待でき、それらは、リニア中央新幹線のゲートウェイ機能の設置や、鈴鹿亀山道路((仮称)川崎下庄線IC設置)等の広域幹線道路網の拡充により、加速化することが見込まれる。こうした新たな都市成長への長期展望に向けては、既に一部にその芽吹きも見られるところである。そこで、これらを本市の千載一遇のチャンスと捉え、将来の発展期を見据えつつ、そこからバックキャストした、概ね10年先までの目指す姿を「将来都市像」とすることとする。
- しかしながら、期待される将来の発展期は必然ではない。同時に、概ね10年先までは、その成長期へと向かう途中であることから、その過程におけるまちの活力や魅力の蓄積こそが、新たな都市成長を確実なものとしていく。そのため、健康都市の理念を基礎としながら、未来思考でハード・ソフト両面から活力と魅力があるまちでありたいと考える。

※これらを踏まえた上で、将来都市像のタイトルフレーズは、今後設定する。



2 目指すまちのイメージ

将来都市像の実現に向け、それから導かれるまちのイメージを掲げた中で、多面的な視点から亀山らしさのあるまちづくりを目指す。

【第2次総合計画 目指すまちのイメージ】（現行）

■快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和したまち

■心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごせるまち

■活力のあるまち

東西交通の要衝としての充実した交通基盤を生かし、広域的な連携・交流と、活発な産業が展開されるまち

■豊かな子育てができるまち

亀山市ならではの充実した子育て支援と、質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもたちの成長を見守る中で、豊かな子育てができるまち

■つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれるまち



<第3次総合計画における「目指すまちのイメージ」の骨格>

活力が魅力を高めるまち

- 広域交通網を生かすことで、新たな交流や投資が呼び込まれ、まちや産業が成長し新たな価値や雇用、まちのにぎわいが生まれている。
- 本市が持つ様々な資源を磨き上げ、魅力を発信することで、市内外から評価されている。

子どもの笑顔が輝くまち

- 子どもを、市民・地域・まちが支え、未来を育むことで、子どもたちに笑顔があふれ、子育てがしたいまちとして選ばれている。
- 子どもたちが、個性を生かし、可能性を広げる多様な学びの場で成長している。

豊かな自然が暮らしを支えるまち

- 豊かな自然環境を守り、活用することで、自然と共生する環境が将来にわたって確保されている。
- 多様な生物が関わる生態系からの恵みにより、市民の心豊かな生活が支えられている。

誰もが健康で生き生きと輝くまち

- 誰もが心身の状態に応じて、健やかに生きがいを持ち、その人らしく生き生きと暮らせる、地域社会が形成されている。
- 地域文化を生かした活動が、まちを育み、人と人を結び、心豊かな暮らしに寄与している。

安全・快適で暮らしやすいまち

- 心身ともに快適で安全に暮らすことができるよう、良好な都市機能や居住環境と、安全で災害に強い都市基盤が整っている。
- 消防力の強化と地域ぐるみの助け合いによる防犯・防災等の活用により、暮らしの安全・安心が確保されたまちが形成されている。

やさしさがつながりと活気を育むまち

- 多様な主体がつながり、学び合い、活動することで、一人ひとりの「やってみたい」が地域之力、まちの活力につながっている。
- 人々がまちの魅力に共感し、交流が広がることで、住みたいまちとして選ばれている。

3 まちづくりの基本方針

【第2次総合計画 まちづくりの基本方針】（現行）

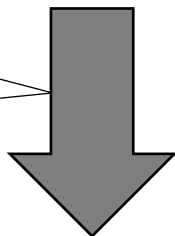
市民力・地域力が輝くまちづくり

第1次総合計画における「まちづくりの基本的な考え方」である『市民力で地域力を高めるまちづくり』は、10年の時を経る中で、平成22年4月に亀山市まちづくり基本条例を施行し、平成28年4月に亀山市地域まちづくり協議会条例を施行するなど、市民と地域が主体となるまちづくりの根幹となる考え方を明らかにするとともに、地域まちづくり協議会の市全域での設立という成果を生み出しました。

これから、将来都市像の具現化を図るためには、多くの課題を解決していかなければなりません。そのためには、市民・団体・地域・事業者など亀山市に関わるすべての主体がそれぞれの持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることが重要です。

こうしたことから、市民と地域の持つ力を生かし、輝かせるまちづくりとして、『市民力・地域力が輝くまちづくり』を、今後のまちづくりの基本方針として位置づけます。

将来都市像の実現に向け、現行のまちづくりの基本方針の考え方を踏まえつつ、更にステップアップさせていく。



<第3次総合計画における「まちづくりの基本方針」>

多彩なつながりで幸福度を高めるまちづくり

- 本市はこれまで、「亀山市まちづくり基本条例」に基づくまちづくりを推進する中で、人と人とのつながりや支え合いを大切にする市民性も相まって、市内のすべての地域まちづくり協議会で地域づくり活動が展開され、また、幅広い分野において市民活動団体の取り組みも実施されるなど、参画と協働によるまちづくりの風土が根づきつつある。
- 一方、私たちは、未曾有の感染症ショックと長期化したコロナ禍を克服する過程において、しなやかな地域社会の形成と、それを支える人と人とのつながりの大切さを再認識することとなった。
- 本市は今、長期的な展望の下に、新たな都市成長が期待できる未来へのつながりを築き上げていく過渡期にある。そのため、今後も、将来都市像の実現を目指し、持続的に発展し続けられるまちづくりを着実に進めていかなければならない。
- そこで、市民・団体・企業・関係人口等の多彩な個の輝き（市民力）と、有形無形の地域資源が織り成す独自の文化を本市の地域力として捉え、それらを生かし、多様な主体の連携・協働や公民の協創等のつながりによって磨き上げながら、ここに暮らし、集う人々の幸福度（身体的・精神的・社会的な豊かさ）を高めるまちづくりを進めていく。

4 将来推計人口

(1) 基本的な考え方

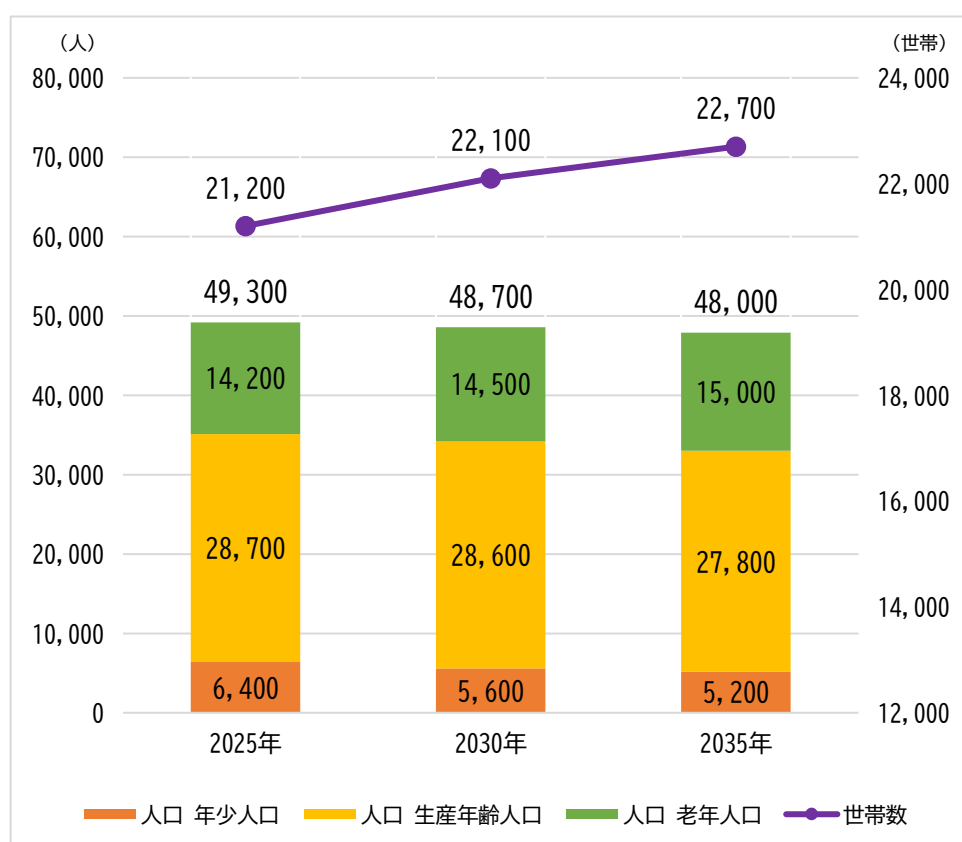
本年度改訂予定の「亀山市人口ビジョン」に基づき、将来人口の見通しを位置付ける。

(2) 将来推計人口

○亀山市人口ビジョン(骨子案)における長期展望による将来推計人口は、将来にわたり人口減少傾向が続くと見通している。

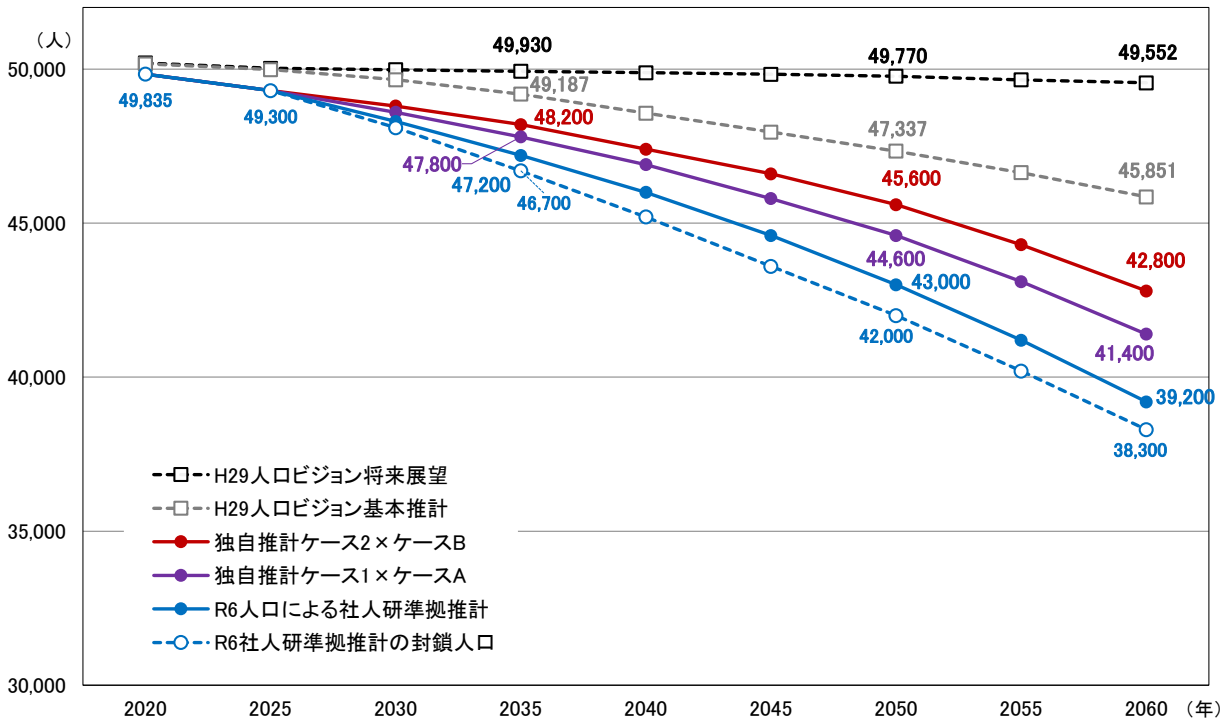
○本市の将来推計人口は、人口減少抑制に向けた、雇用の創出や移住促進、子育て支援策の充実など、総合的な人口減対策を講じることで、合計特殊出生率の上昇や子育て世代の社会増の実現を目指すこととし、これらにより、概ね10年後の2035(令和17)年の総人口を48,000人、総世帯数を22,700世帯と見通す。

図13 将来推計人口の見通し



長期的には、次世代産業等の立地や鈴鹿亀山道路インターチェンジの設置、リニア中央新幹線三重県駅の設置等に伴う産業集積や居住の促進等により、人口の社会増が期待できるところであるが、現時点においては、これらの波及効果による具体的な試算はできないことから、将来推計人口には反映していない。

図14 亀山市人口ビジョンにおける将来人口の推計結果



※封鎖人口：出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果、すなわち、人口移動の影響を含まない推計結果

【令和6（2024）年人口による社人研準拠推計】

- ・令和6年までの実績を踏まえて令和7（2025）年の国勢調査ベースの人口を推計し、これを基準人口として、社人研の合計特殊出生率（子ども女性比）及び純移動率の設定値により推計。

【独自推計ケース1（合計特殊出生率）×ケースA（純移動率）】

- ・上記の令和7（2025）年推計人口を基準人口とし、合計特殊出生率はケース1（令和7（2025）年1.40、令和32（2050）年1.65）、純移動率はケースA（「20～24歳→25～29歳」より上の年齢は実績値がマイナスになる場合はゼロ）を採用して推計。

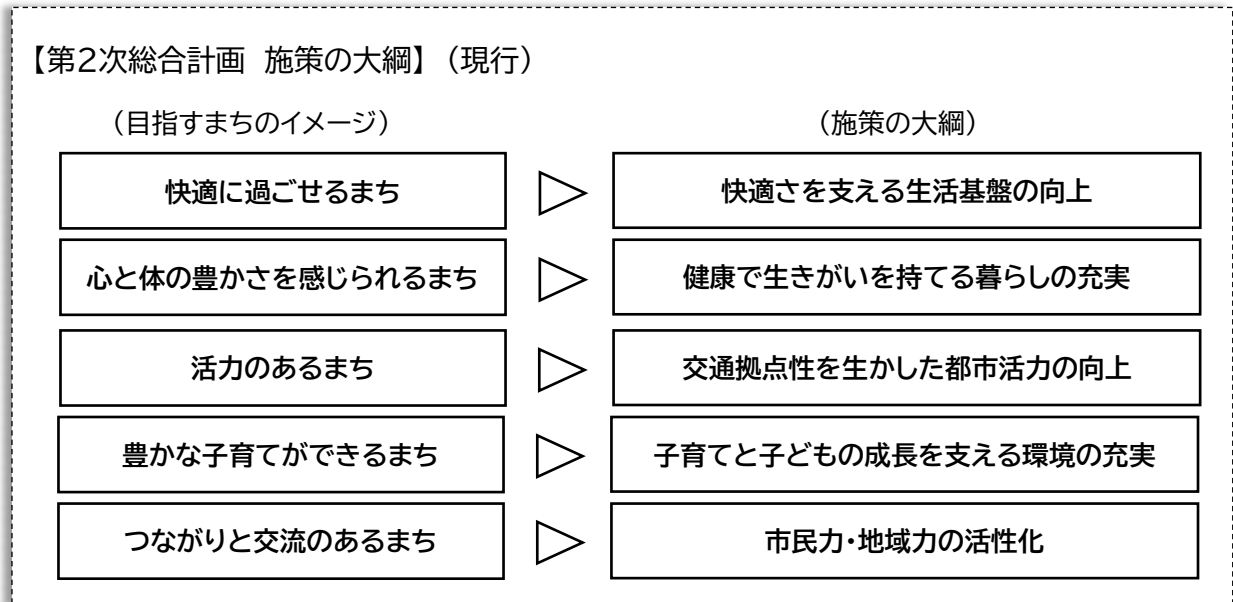
【独自推計ケース2（合計特殊出生率）×ケースB（純移動率）】

- ・上記の令和7（2025）年推計人口を基準人口とし、合計特殊出生率はケース2（令和7（2025）年1.40、令和32（2050）年1.70）、純移動率はケースB（「20～24歳→25～29歳」から「40～44歳→45～49歳」は+0.01）を採用して推計。

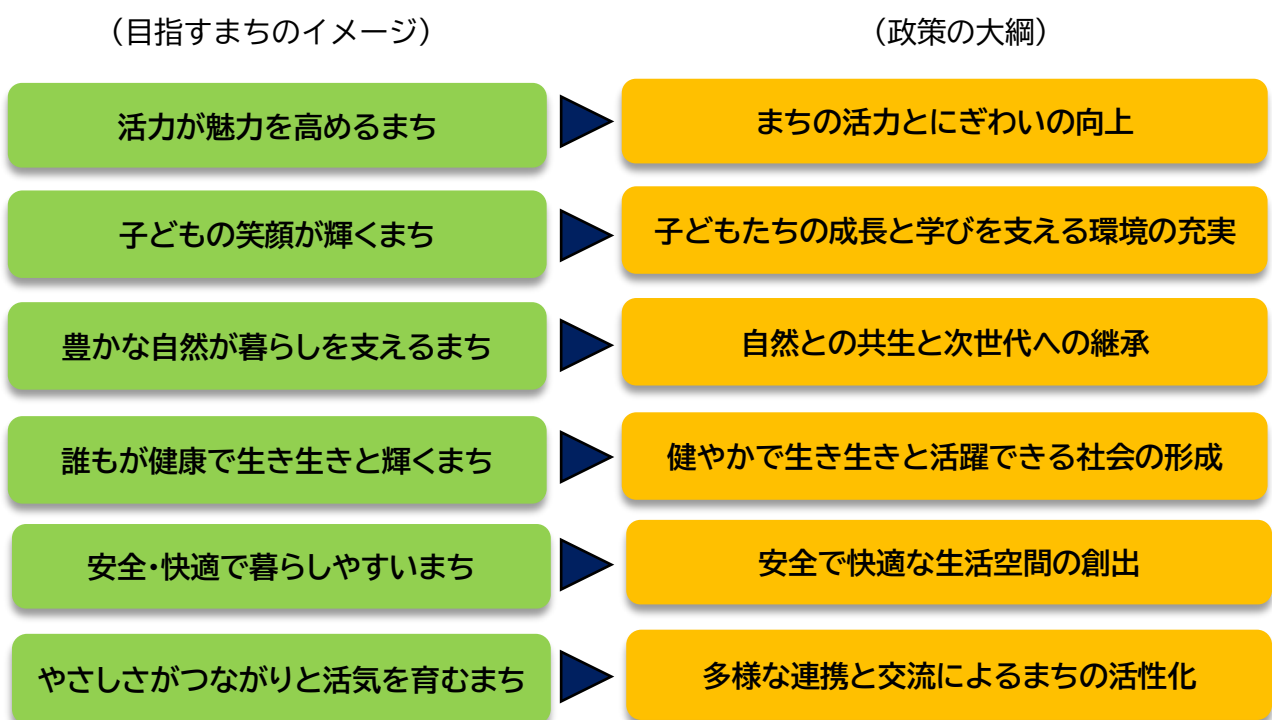
5 政策の大綱

将来都市像から導かれる「目指すまちのイメージ」ごとに、その具現化を図るために推進する政策の柱(大綱)を位置付け、まちづくりを展開する。

また、それらの政策の推進に当たっては、前期・後期4年ごとの基本計画を策定し、関連施策を位置付けることとする。



<第3次総合計画における「政策の大綱」の骨格>



6 都市空間形成と土地利用の方針

【第2次総合計画 都市空間形成方針】（現行）

<都市空間形成の基本方針>

- 住みやすさの向上に重点を置いた土地利用の推進
- 地形や自然環境、交通網の充実など市の魅力の発揮
- 災害に対する防災力と災害発生時の都市機能の維持・確保
- 充実した交通網を生かした近隣市との広域連携の強化

<都市空間形成の基本的な考え方>

- ①中心的都市拠点の強化
- ②交通拠点性の強化による都市活力の向上
- ③コンパクトなまちづくりの推進と適切な土地利用の誘導
- ④心地よい居住環境の形成
- ⑤安全な居住環境確保に向けた都市の安全性の向上
- ⑥近隣市との連携強化



<第3次総合計画における「都市空間形成及び土地利用の方針」の骨格>

本市は、東海道並びに国道1号(旧国道1号含む)や国道306号周辺等の幹線道路周辺、高速道路のインターチェンジ周辺等の都市的土地利用と、市域の約50%を山林が占め、市内を鈴鹿川や中ノ川が横断するなど、自然豊かな土地利用が融合した都市である。また、市内各所に集落を含めた居住地が広がり、地域ごとの特徴を持った住環境が整っている。

そこで、丘陵部地形によるコンパクトな集約型の都市構造を生かし、暮らしやすさの向上を図るため、拠点の利便性向上と拠点と地域をつなぐネットワークの強化により、都市活力を備えた都市形成を目指す。

(1) 都市空間形成方針の基本的な考え方

本市の都市空間を形成する都市構造の考え方について、次のとおり整理する。

①都市拠点の機能向上・再構築と交通ネットワークの充実

- 多様な機能が集積した中心的市街地であるJR亀山駅周辺について、新庁舎整備も見据えながら都市機能の再構築や利便性の向上、生活に身近な河川空間の利活用に取り組む。
- JR関駅・井田川駅周辺や国道306号沿道における都市機能と土地利用の最適化を進める。
- 市内全域から中心的都市拠点等へのアクセス性を高め、全ての市民にとって暮らしやすい、生活圏の形成を目指す。

②集約型都市構造による持続可能な都市経営の実現

- 都市拠点周辺や既成市街地への居住の促進と各地域の拠点周辺の集落地の居住環境を確保し、拡散型からコンパクトプラスネットワークの都市構造への更なる誘導を図る。
- 市民の生活利便性の向上や地域コミュニティの再構築、持続可能な都市経営の実現を目指す。

③魅力的で災害に強い都市づくり

- 鈴鹿川等源流域を含む鈴鹿の山並みに加え、河川流域に位置する農地等を、将来にわたり守り・生かすことで、本市の安全でおいしい水や豊かな自然を確保する。
- 気候変動等による水害リスクの拡大を踏まえ、国、県と連携した河川整備を促進し、地域の治水安全度を高めるとともに、山林や農地、丘陵部の斜面緑地等の適正な保全と管理を行うことで、安全・安心で災害に強いまちづくりを目指す。

④新たな土地利用による都市の成長

- 新たな産業団地の整備や、鈴鹿亀山道路のインターチェンジ及びリニア中央新幹線三重県駅の設置など、新たな土地利用を生み出すプロジェクトを本市の都市成長につなげるまちづくりを展開する。

⑤広域連携による生活圏の形成

- 広域的視点での本市の位置づけを踏まえた都市形成を図るとともに、生活圏全体の利便性向上と連携強化を図る。
- 広域化する生活圏への対応や経済活動の活性化のため、広域ネットワークの充実を促進する。

(2) 土地利用の基本的な考え方

都市空間形成方針の基本的な考え方に基づき、本市の目指すべき都市形成に向けたゾーニングと各ゾーンの土地利用の考え方を整理する。

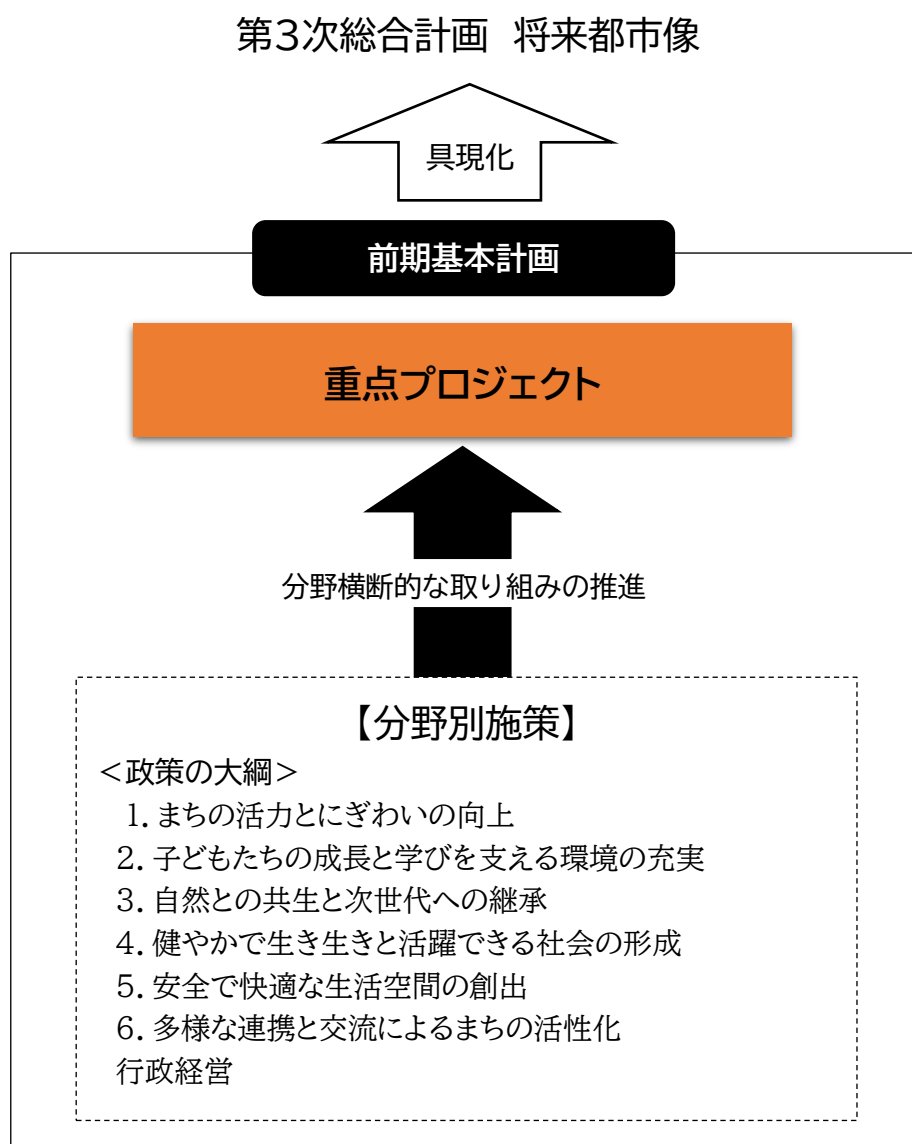
前期基本計画

<重点プロジェクト>

将来都市像の具現化に向け、前期基本計画に、重点的かつ先導的な取り組みを展開する「重点プロジェクト」を位置付けます。

このプロジェクトは、前期基本計画の推進力を高めるものとして、分野横断的に関連する施策を連動させながら、相乗効果を発揮させるもので、優先的な経営資源の配分等により、積極的な取り組みを図るものです。

なお、重点プロジェクトの具体は、現在調整中です。



第3次総合計画前期基本計画 計画骨格(基本施策フレーム)案 対照表

施策の大綱	第2次亀山市総合計画後期基本計画(R4~R7)	2次後期
	基本施策【32】	基本施策
1 快適さを支える生活基盤の向上	1-1 (1)魅力的な都市空間の形成	1-1
	1-2 (2)住環境の向上	3-5
	1-3 (3)上下水道の充実	3-1
	1-4 (4)道路の保全・整備	3-2
	1-5 (5)地域公共交通の充実	3-4
	1-6 (6)防災・減災対策の強化	3-3
	1-7 (7)消防力・地域安全の充実	1-10
	1-8 (8)脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築	4-1
	1-9 (9)自然との共生	4-2
	1-10 (10)歴史文化を生かしたまちづくりの推進	
2 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	2-1 (1)健康づくりの推進と地域医療の充実	1-8
	2-2 (2)地域福祉力の向上	1-9
	2-3 (3)高齢者の地域生活支援の充実	3-3
	2-4 (4)障がい者の自立と社会参加の促進	1-9
	2-5 (5)学びによる生きがいの創出	3-3
	2-6 (6)文化芸術の推進	
	2-7 (7)スポーツの推進	2-1
3 交通拠点性を生かした都市活力の向上	3-1 (1)企業活動の促進・働く場の充実	2-2
	3-2 (2)地域に根ざした商工業の活性化	2-3
	3-3 (3)農林業の振興	2-4
	3-4 (4)まちづくり観光の活性化	2-6
	3-5 (5)広域的な交通拠点性の強化	2-7
4 子育てと子どもの成長を支える環境の充実	4-1 (1)子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実	1-6
	4-2 (2)安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	1-2
5 市民力・地域力の活性化	5-1 (1)自立した地域まちづくり活動の促進	1-4
	5-2 (2)市民参画・交流活動の促進と協働の推進	1-3
	5-3 (3)移住・定住の促進	1-5
	5-4 (4)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	1-7
行政経営	6-1 (1)組織力の強化と働き方改革の推進	5-1
	6-2 (2)財産・情報の適正な管理・活用	5-2
	6-3 (3)行政DXの推進	2-5
	6-4 (4)持続性を保つ健全な財政運営	5-2
		5-2
		6-1
		6-2
		6-4
		6-2
		6-1
		6-3

第3次総合計画前期基本計画（R8～R11） 基本施策(案)【32】		政策の大綱	変更理由
(1)都市空間の魅力化と交通拠点性の向上	1 まちの活力とにぎわいの向上		本市の特徴である交通拠点性を生かした都市空間の魅力化をより一層進めることで、まちに活力を生み出すため。
(2)企業活動の促進と雇用の確保			
(3)商工業・観光の活性化			
(4)農業の活性化			
(5)歴史文化を生かしたまちづくりの推進			
(1)子ども・子育て支援の充実	2 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実		
(2)学校教育の推進と学習環境の充実			
(1)脱炭素化の促進と循環型社会の形成	3 自然との共生と次世代への継承		森林の整備・保全と鈴鹿川等源流域の自然環境の保全を一体的に推進し、森林の持つ多面的機能の更なる向上につなげるため。 これまでの農業経営上の取り組みとしていた有害鳥獣の獣害対策を野生鳥獣の適正管理の観点から、生物多様性の保全と一体的に取り組むため。
(2)森林づくりの推進と源流域の保全			
(3)生物多様性の保全と野生鳥獣との共生			
(1)健康づくりの推進と地域医療の充実	4 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成		
(2)地域福祉・生活支援の充実			
(3)高齢者福祉の充実			
(4)障がい者福祉の充実			
(5)文化芸術の推進			
(6)スポーツの推進			
(1)防災・減災対策の強化	5 安全で快適な生活空間の創出		
(2)住環境の向上			
(3)道路の保全・整備			
(4)上下水道の充実			
(5)地域公共交通の充実			
(6)消防力・地域安全の充実			
(1)地域まちづくり活動の促進	6 多様な連携・交流によるまちの活性化		生涯学習における学びを通じた地域の活性化や交流につなげるため 移住者や他地域の人々との交流を通じて、多様な価値観や文化に触れることで、地域の活性化と持続可能なコミュニティの構築につなげるため。
(2)協働・協創の推進			
(3)生涯学習の推進			
(4)多様な交流の促進			
(5)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進			
(1)開かれた市政の推進	行政経営		市政の透明性を高めるとともに、市政への市民参加を促進し、信頼に基づく公正な市政を推進するため。
(2)行財政システム改革の推進			
(3)公有財産の適正管理・活用			
(4)組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進			
(5)行政DXの推進			

1. まちの活力とにぎわいの向上

【目指すまちのイメージ】
活力が魅力を高めるまち

<基本施策>

- (1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上
- (2) 企業活動の促進と雇用の確保
- (3) 商工業・観光の活性化
- (4) 農業の活性化
- (5) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進

基本施策：(1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上

【目指す姿】

市内外の人が、広域交通の利便性を生かした魅力的でにぎわいのある都市空間のもと、活発に交流や活動を行っています。

【現状と課題】

- 本市は、東名阪自動車道、新名神高速道路及び伊勢自動車道の3つの高速道路を中心に広域交通網の結節点として発展しています。また、高速道路に接続し、新たな道路ネットワークを形成する鈴鹿亀山道路が事業化され、整備が進められるとともに、リニア三重県駅の設置等により、交通の要衝としての重要性がますます高まることが期待されることから、今後も広域交通網の結節点としての本市の強みを生かした魅力的で計画的な都市づくりを一層推進する必要があります。
- 新名神高速道路の県内区間の全線開通により東名阪自動車道の渋滞は改善され、物流を含めた人やモノの交流が活発化していますが、更なる交通の要衝としての発展には新名神高速道路の機能強化や鈴鹿亀山道路・国道1号関バイパス等の整備促進により、物流の効率化による生産性の向上、災害時の代替道路としての機能強化、円滑な交通確保を促進する必要があります。
- リニア中央新幹線は、建設主体であるJR東海において、先行区間(品川～名古屋間)の建設工事が鋭意進められているとともに、名古屋～大阪間においても環境影響評価に着手がされた。リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、県内駅候補地として決定された本市においては、リニア誘致活動が新たな段階に入り、全線早期開業に向け、三重県等関係団体と連携した機運醸成をはじめ、リニア三重県駅を生かしたまちづくりの検討や適切な土地利用の促進、駅への良好なアクセス確保等に向けた取り組みが求められています。
- JR亀山駅・関駅・井田川駅を中心とする都市拠点では、JR亀山駅周辺での図書館の整備等による拠点性の強化を推進してきました。一方で、市北東部を中心に、居住や都市機能の誘導が必要とされる区域外における宅地開発や商業施設の立地が進行するなど、市街地の活性化やまとまりのある居住地の確保には十分につなげていない状況にあります。このため、都市の拠点機能の強化やまとまりある居住地形成を促進するための一層の取り組みが求められます。また、JR亀山駅周辺については、建設予定地としている新庁舎の整備と連携した更なる都市機能の向上による拠点性の強化とにぎわいの創出が求められます。
- まちづくりや効率的なインフラ整備等を進める上で地籍調査は大きな役割を果たすとともに、全国的に自然災害が頻発化する中、災害からの早期復旧・復興にも寄与するため、地籍調査を進める必要があります。
- 本市は、雄大な自然景観や歴史・文化を感じることのできる歴史的まちなみ、坂本棚

田等の個性豊かな農村集落といった魅力ある景観を有しています。一方、歴史的まちなみを形成する歴史的建造物について建替わり等が進む地域もあることから、そうした歴史的建造物の保全・継承に向けた取り組みを進めるなど、本市の特徴ある景観を保全・創出していく必要があります。

- 公園や緑地については、市民の憩いの場や地域活動の拠点として利用されていることから、地域のニーズを反映した公園施設の整備を進めるなど、公園全体の安全性や利便性の向上が求められています。

【主な施策の方向】

- ◎ 交通の利便性を生かした都市の形成
 - ・ 広域交通網を生かした土地利用の促進
 - ・ 都市動向に対応した都市計画の見直し
 - ・ 鈴鹿亀山道路・新名神高速道路・国道1号バイパス等の整備促進に向けた県との連携及び国への働きかけ
 - ・ リニア中央新幹線の名古屋以西区間のルート・駅位置の早期決定に向けた取り組みの推進
 - ・ リニア三重県駅周辺のまちづくりに向けた関係団体との連携強化と財源確保
- ◎ 活力ある市街地の形成
 - ・ 既存都市基盤や地域特性等に応じた都市機能・居住機能の誘導と土地利用の促進
 - ・ JR亀山駅周辺への都市機能の集約と鈴鹿川河川空間の利活用
 - ・ 人口集中地区（D I D）を中心とした地籍調査の推進
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりの推進
- ◎ 安らぎのある都市空間の創出
 - ・ 自然・歴史・文化と調和する景観形成と歴史的建造物の保全による景観まちづくりの推進
 - ・ 地域ニーズに対応した公園・緑地の整備・活用

基本施策：(2) 企業活動の促進と雇用の確保

【目指す姿】

多様な企業が、集積し産業都市として更なる成長を遂げ、安定した雇用に創出しています。

【現状と課題】

- 本市では、地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスの良さを生かし、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に、これまでの製造業に加え、食品や産業ガスなど多様な産業を集積したことで、本市の産業構造に厚みが増し、地域経済の活性化と雇用の場の確保につながっています。しかしながら、亀山・関テクノヒルズの残り区画もないことから、新たな産業団地の確保に向けた取り組みが喫緊の課題です。今後は、新たな産業団地の確保に加え、成長が見込まれる半導体等の先端産業の誘致に取り組むとともに、市内既存企業の事業展開や事業拡大を促進することが必要です。
- 亀山市雇用対策協議会を通じて、求人懇談会や進路ガイダンスの開催により、市内企業における雇用の創出を図っています。しかしながら、生産年齢人口が減少していることに加え、新規就職希望者の都市部への流出や入社後のミスマッチによる早期離職等により、人材不足が深刻化しています。今後、地元企業等への就業を促進させるためには、工場見学等を通じて学齢期から市内企業を知る機会を確保することが重要です。また、官民連携で市内企業の魅力発信を充実させるとともに、若者や女性、高齢者の就労支援プログラムを強化し、多様な働き方を促進することが必要です。
- 職場のより良い環境づくりを促進するため、働く人の相談窓口を通じた労働相談対応や、関係機関と連携した就職氷河期世代及び高齢者の雇用に向けた就職相談窓口の設置等により、労働者の多様な悩みに対応しています。また、市内の労働団体や経済団体等が、労働環境の課題や対策等について懇談することでワーク・ライフ・バランスに対する機運の醸成を図っています。今後も、職場のウェルビーイングの向上に向けた取り組みや働き方改革を一層促進していく必要があります。
- 鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動や亀山商工会議所環境委員会への参画等を通して、企業との協働によるまちづくりを進めています。今後は、CSR活動や脱炭素社会の実現に向けたGXの取り組みに加え、健康経営の促進など、これからの時代に応じた企業との連携を強化していく必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 企業誘致と産業基盤の強化
 - ・ 多様な産業の集積に向けた企業誘致の推進
 - ・ 企業立地ニーズに対応する新たな産業団地と産業インフラの確保
 - ・ 情報提供ネットワークの構築による企業立地の促進

- ◎ 既存企業の事業活動の強化
 - ・ 既存企業の事業展開・拡大の促進
 - ・ 多角的な事業活動の展開への支援

- ◎ 雇用の促進と労働環境の整備
 - ・ 関係機関等との連携による雇用の維持・確保
 - ・ 若者の地元定着に向けた企業・学校との連携による人材確保
 - ・ 官民連携による働きやすい職場環境づくりの促進
 - ・ 多様化する労働問題への対応に向けた就労支援体制の充実

- ◎ 企業との連携によるまちづくりの推進
 - ・ CSR活動など、企業における環境負荷の軽減等に向けた活動の拡大とGXの促進

基本施策：(3) 商工業・観光の活性化

【目指す姿】

来訪者や市内事業者が、地域の魅力に共感し、活発な経営や交流を行っています。

【現状と課題】

- 本市では、JR亀山駅周辺の中心的市街地や市北東部の国道306号沿道等を中心に、商業地域の形成が図られています。こうした中、商業者団体が主体となって行う活動を支援することで、商工業団体の組織力や団体間の一層の連携強化を図っており、にぎわいのある商業地域の形成を図っています。今後は商工会議所、商工業団体、事業者、行政が一層連携し、更なる中心的市街地のにぎわい創出につなげる取り組みが必要です。
- 創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」を形成し、創業セミナーの開催や都市拠点等における空き店舗等を活用した創業の支援など、商工会議所等と連携して創業者支援に取り組んでいます。また、事業者の経営力の向上を目指し、亀山商工会議所等の関係機関と連携しながら、経営に関する各種相談や融資制度等による事業者支援を展開しています。しかしながら、経営者の高齢化や後継者不足、消費行動の変化や物価の高騰など、事業者を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。今後、まちのにぎわいの向上を図るためにも、継続した創業支援と併せて、時代の変化に対応した経営基盤の安定・強化に向けた取り組みが求められます。
- 市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」を通じて、市内の産業振興及び地域の活性化を図っています。一方で、認定品の認知度向上や販路拡大等の課題があり、ブランドの更なる魅力向上や事業者の新たなチャレンジを支援するなど、持続的な発展に向けた基盤づくりが求められています。
- 本市は、亀山7座や石水溪等の豊かな自然、東海道関宿等の歴史、人気のご当地グルメ、集客力の高いイベントなど、魅力ある観光資源に恵まれています。一方、観光施設への誘客の少なさや滞在時間の短さ等の課題に加え、観光へのニーズの多様化が進んでいます。今後は、こうした多様な資源を生かした、体験型・滞在型観光「亀山版グリーンツーリズム」の展開や地域活動団体への支援が求められています。なかでも、本市の重要な観光資源である関宿については、保存と活用を進めながら、文化観光として継承と誘客を両立させていく必要があります。また、県や近隣自治体との広域連携による周遊プランの構築と魅力発信等を進める必要があります。
- 観光PRとして、観光資源の個別発信にとどまらず、「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトに、ストーリー性のあるプロモーションを展開してきましたが、近年、旅先の決定等の情報収集手段として若者を中心にSNSの活用が主流となってきています。果たす役割が大きくなっています。今後は、観光客の視点に沿った多角的で効果的な情報発信を行い、観光誘客の促進を図っていくことが求められます。

- 観光施設については、石水溪キャンプ場や足湯交流施設、関宿第2観光駐車場など、来訪者が快適に過ごせるよう、施設の整備等に取り組んでいます。また、まちづくり観光の推進にあたり、亀山市観光協会や（一社）DMOカメヤマモデル、地域団体等と連携したイベントや地域資源の活用を進めてきました。一方で施設の老朽化や観光を担う人材の高齢化、担い手不足といった課題があり、今後は受け入れ環境の更なる充実や観光を担う団体等の円滑な運営に向けた支援が求められています。

【主な施策の方向】

- ◎ にぎわいある商業地域の形成
 - ・ 小規模事業者等の魅力向上と商業地域の活性化
 - ・ 亀山駅周辺の商業機能の集積と商業地域におけるにぎわいづくりの促進
- ◎ 事業者等の支援と経営力強化の促進
 - ・ 経営課題解決と販売力向上のための創業者支援等の推進
 - ・ 中小企業者等の経営力強化と事業承継の促進
- ◎ 亀山ブランドの強化
 - ・ 事業者との協働による亀山ブランドの魅力発信と普及・拡大の促進
 - ・ ふるさと納税との連携や海外展開による亀山ブランドの持続的発展と知名度向上
- ◎ 多彩な観光資源を生かしたまちづくり観光の促進
 - ・ 観光資源を活用した体験型・滞在型観光による市内の回遊性の向上
 - ・ 歴史文化遺産等の観光資源の磨き上げによる魅力の向上
- ◎ 観光誘客の推進
 - ・ まちのにぎわいづくりに資する団体との連携による観光誘客
 - ・ SNSの活用による観光プロモーションの展開と観光DXの推進
 - ・ 地域住民や関係団体との連携による東海道関宿のにぎわいづくり
 - ・ フィルムコミッションによるロケ地誘致と市の知名度向上
- ◎ 持続可能な観光体制と受け入れ環境の強化
 - ・ 亀山市観光協会の組織運営と主体的な取り組みに対する支援
 - ・ 来訪者の快適性向上に向けた環境整備の推進

基本施策：（４）農業の活性化

【目指す姿】

農業者が、持続可能な農業経営を行っています。

【現状と課題】

- 農業を取り巻く環境は、人口減少の進行や農業者の高齢化、資材の高騰等により、農業者の減少とともに荒廃農地が増加しています。また、主食用米においてはインバウンド需要の増加、生産調整による生産量の減少等の理由により、需要に供給が追いつかず価格が高騰している状況です。国においても、今後、水田政策を作物ごとの生産性向上等の支援へと転換する方針を打ち出しており、市内の農業を振興するために、意欲のある農業者の育成や新規就農者の確保と定着に努めています。こうした中、本市は中山間地域が多いことから農業者や新規就農者の定着や農地の拡大が進まない状況であり、引き続き、就農者の確保、ICTやスマート農業技術の導入等による持続可能な農業経営に向けた取り組みを促進することが必要です。
- 地域の団体による農地保全活動や地域資源を活用した取り組みを継続して支援していますが、活動団体数や活動面積は伸び悩んでいます。人口減少や高齢化が進む農村を維持・活性化するためには、団体で行う農地周辺の草刈等の地域の活動を支援し、農地が持つ多面的機能の維持・発揮や荒廃農地の発生防止に努める必要があります。
- 農地の維持を図るため地域における農業施設の維持・整備に取り組んでいますが、老朽化等により修繕が必要な農業施設は年々増加していることから、農業施設の維持等に向けた支援や施設整備が引き続き求められています。
- 本市では、亀山ブランドの認定など農産物のブランド化に取り組んでいますが、農産物に対する消費者の安全・安心志向の高まりや生産者の販売手法の多様化が進む中で、当市の農作物が選ばれるためには、更なる農産物のブランド化の拡大や高付加価値化を進め、消費拡大を図ることが求められています。また、地域の農産物を利用した「亀山っ子給食」の実施など、地産地消の取り組みも引き続き促進していく必要があります。
- 市内では遊休農地が拡大していることから、耕作農地を拡大したい農業者と農地を提供したい地権者とをつなぐことで、農地の利用を促進していく必要があります。
- 豚熱、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病については、県と連携し感染防止対策に取り組んでおり、今後も引き続き、県と連携し感染防止対策に取り組むとともに、畜産業の安定経営を図るための支援を進めていく必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 持続可能な農業経営の促進
 - ・ 意欲ある若者等の就農への支援
 - ・ 認定農業者や集落営農の育成・確保と支援
 - ・ ICT・スマート農業技術導入に取り組む農業者の支援
 - ・ 農畜産物の付加価値向上と稼げる農業への支援

- ◎ 農地の保全と管理
 - ・ 農業生産条件が不利な地域における耕作放棄地の抑制への支援
 - ・ 農業の有する多面的機能の維持発揮に向けた支援と地球温暖化防止等に寄与する農業生産活動への支援
 - ・ 農業施設の延命化と管理の省力化に向けた整備及び支援

- ◎ 農産物の魅力化の向上
 - ・ 消費者動向を踏まえた関係機関と連携した農産物生産への支援
 - ・ 地産地消の促進と特産品の消費拡大への支援
 - ・ 亀山茶の情報発信と販路拡大の促進

- ◎ 農地の有効利用
 - ・ 農地の円滑な売買・賃貸借に向けた支援
 - ・ 地域計画に基づく農地の有効利用の促進と優良農地の確保・保全

- ◎ 農業の多様化と地域資源の活用
 - ・ 市民農園等の活用による健康増進や農業理解の向上と利用者間交流等の促進
 - ・ 特産品の活用と景観保全による中山間地域の活性化

- ◎ 防疫対策と畜産振興
 - ・ 畜産業の安定経営に向けた感染症対策の推進

基本施策：(5) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進

【目指す姿】

市民・事業者・行政が、地域の歴史文化に誇りをもち継承と創造を重ねながら、魅力あるまちづくりを進めています。

【現状と課題】

- 歴史的な景観の形成を図るため、「亀山市歴史的風致維持向上計画」に基づき、東海道の舗装美装化や文化財の計画的な管理を行っています。今後も、街道沿いの特色ある歴史文化資産を生かし、歴史的風致の維持向上を図るための取り組みを進めていくことが求められています。
- 令和6年度に選定40周年を迎えた関宿重要伝統的建造物群保存地区では、修理修景事業を継続しつつ、防火・防災意識を高めながら文化財の維持向上に努めるとともに、地域の伝統芸能・祭礼行事の保存・継承に向けた担い手づくりにも取り組んできました。また、関宿重要伝統的建造物群保存地区のほか、鈴鹿関跡や関の山車、ネコギギなど多くの文化財を有しており、これまでも地域の理解を得ながら保存・活用に取り組んできましたが、少子高齢化の進行や地域団体の担い手不足等の影響により、文化財の持続的な保存や文化財保存伝承活動の担い手不足に加え、空き家の増加等、様々な課題が生じています。今後は、市内外へ文化財等の魅力を情報発信するとともに、歴史文化資産の価値を地域が再認識し、市民が主体的にかかわる中でシビックプライドの醸成につなげ、観光資源としての活用も含めた保存と活用を両立させる仕組みを構築していくことが必要です。
- 歴史博物館は令和6年度に開館30周年を迎え、様々な企画展の開催等を通じ、地域の団体や学校と連携し、地域の人や子どもたちが地元の歴史や文化を学ぶ機会につなげてきました。一方、近年、インターネット等を通じて広く発信できるデジタル・アーカイブの必要性・有効性が認識され、重要性はますます高まっていることから、デジタル技術を活用した収集資料の管理と歴史文化の情報発信を進め、学校教育や地域学習、文化・観光など、より多くの人々が活用しやすい環境を整えることが求められています。また、収集資料の充実を図る一方で、収集品の更なる適切な管理や施設の老朽化等への対応を図る必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 東海道の歴史文化資産の整備・活用と歴史的風致の維持・向上
 - ・ 東海道の統一性のある環境整備と市域の歴史文化資産を生かした魅力あるまちづくりの推進

- ◎ 文化財の保存・活用と地域の活性化
 - ・ 関宿重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用の推進
 - ・ 市民参加等による文化財の保存・活用体制の強化
 - ・ 史跡追加指定に向けた鈴鹿関跡の学術調査の継続と他の史跡等も含めた適切な保存・活用
 - ・ 地域と行政等の協働によるネコギギ等の天然記念物の保護と環境保全

- ◎ 歴史資産資料等の公開と活用の推進
 - ・ 歴史資産等のデジタル・アーカイブ化と情報発信の推進
 - ・ 市の所有する収蔵資料の継続的な管理と利用しやすい環境の整備
 - ・ 文化財の活用による多様な展示・学習環境の整備・充実

2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実

【目指すまちのイメージ】
子どもの笑顔が輝くまち

<基本施策>

- (1) 子ども・子育て支援の充実
- (2) 学校教育の推進と学習環境の充実

基本施策：(1) 子ども・子育て支援の充実

【目指す姿】

子どもが、多様な支援のもとで健やかに成長し、安心して過ごしています。

【現状と課題】

- 国の今後の保育施策は、これまでの「待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援」、「保育人材確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の3つの柱を軸に推進することとされています。このことから、就学前教育・保育施設については共働き家庭の増加による保育ニーズの高まり、特に低年齢児の保育ニーズの上昇傾向が続いていることから、これらのニーズにあった必要量を確保するため、民間機能の活用を含め就学前教育・保育施設の最適化を進める必要があります。また、延長保育や病児保育等の多様なニーズに対応した保育サービスの充実や豊かな地域資源を活用した保育活動の展開を図るとともに、保育人材を確保し、育成する体制づくりやICTの活用により保育現場のDXを推進する必要があります。
- 市では、令和6年4月に「亀山市こども家庭センター」を設置し、子ども・子育てに関するワンストップ窓口としてあらゆる相談を受け付け、必要な支援や関係機関等につなぐソーシャルワーク機能の強化に努めています。今後、多様化する支援ニーズに対応するため、切れ目のない母子支援体制の充実・強化を図るとともに、子育て世帯が孤立しない環境づくりや、母子保健DXの推進に取り組む必要があります。さらに、国の「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を受け、性別を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する必要があります。
- 市では、経済的自立や子どもの福祉増進に向けて、支援を必要とする子育て世帯への相談支援等の取り組みを展開しています。目まぐるしい社会情勢の変化や国の制度改正に迅速かつ確実に対応し、支援の実効性を高めていくため、相談支援体制の重層化と質の向上が求められています。また、より丁寧な関わりが必要な家庭に対しては、個別のニーズに応じた支援を行っているものの、こうした家庭が抱える課題の複合化・深刻化が進む中においては、更なる支援の充実と関係機関との連携強化により、地域全体で支える体制づくりが求められます。一方、子育て世帯への支援として実施している子ども医療費助成制度については、窓口無料化等により制度の充実を図っていますが、都道府県や市町村間でのサービス水準や制度内容に格差が生じており、国の動向や他自治体の状況を注視しながら、安定的かつ持続可能な制度運営を図る必要があります。
- 特別な支援を要する児童、医療的ケア児など、多様な支援ニーズを有する子どもは増加傾向にあります。すべての子どもの健やかな成長を支えるため、児童発達支援セン

ターや医療機関など関係機関と連携し、個々のニーズに応じた適切な支援につなげていく必要があります。

- 市では、放課後や長期休業期間において、保護者の就労等により居場所を必要とする小学生に対し、適切な遊びと生活の場を提供しています。共働き世帯の増加等に伴い、そのニーズは高まっていることから、こうした居場所を確保するとともに、放課後児童クラブを安全・安心に過ごすことができる場所としていくことが必要です。一方、亀山児童センターについては、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子どもの居場所としての更なる機能強化が期待されていることから、現施設の老朽化等を踏まえた施設整備やニーズに合わせた活動の充実を図る必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 多様化する保育ニーズへの対応と保育環境の充実
 - ・ 認定こども園を基本とした保育施設の整備
 - ・ ICTを活用した保育所等における業務の効率化及び保育サービスの利便性の向上
 - ・ 地域資源を活用した体験活動を通じた魅力ある幼児教育・保育の充実
 - ・ 持続可能な保育体制の確保のための人材の確保・育成
 - ・ 多様な保育サービスと子育て援助活動の体制強化
- ◎ 育みの希望を広げる支援の充実と切れ目のない支援体制の強化
 - ・ 妊娠期から始まる切れ目のない相談支援と産後ケア事業の拡充
 - ・ 地域子育て支援センターの相談機能の強化
 - ・ 専門スタッフによるきめ細やかな子ども・子育て支援
 - ・ デジタル技術を活用した母子保健情報の共有と業務の効率化
 - ・ 不妊・不育症治療に対する支援の実施
 - ・ プレコンセプションケアの推進
- ◎ 子どもの育ちを支える社会的支援の強化
 - ・ 要保護児童のいる家庭等への適切な支援と個別ニーズに応じた支援体制の整備
 - ・ 経済的負担を軽減するための支援制度の充実と安心して育児ができる環境の整備
 - ・ 子どもへの公平な医療サービスの提供に向けた医療費助成制度の充実
- ◎ 発達支援・特別支援の充実
 - ・ 適切な支援につなげるための関係機関との連携強化
 - ・ 就学前からの切れ目のない支援体制の整備
 - ・ 特別なニーズを持つ子どもへの支援
- ◎ 子どもの居場所づくりの推進
 - ・ 放課後等における子どもの居場所の確保
 - ・ 多様なニーズに対応した亀山児童センターの機能強化

基本施策：(2) 学校教育の推進と学習環境の充実

【目指す姿】

子どもが、それぞれの個性と能力を発揮し、地域とともに安全で快適かつ多様な学びの場で、成長しています。

【現状と課題】

- 本市の教育を取り巻く環境は、他の自治体同様、少子化による児童生徒数の減少や学校施設の老朽化等に起因する課題が顕在化していることに加え、近年は、地域や家庭における教育力の低下も懸念されています。そうした時代の流れを的確に捉え、国の教育振興基本計画や三重県教育施策大綱の理念を踏まえ策定した教育の基本方針である亀山市教育大綱に沿って、地域全体で子どもを育む文化の醸成に努め、持続可能で魅力ある教育環境の整備と教育力向上に向けた取り組みを進める必要があります。
- 本市の学校施設では、建築物や設備の老朽化が顕在化しており、亀山市学校施設等長寿命化計画に基づく効果的な改修が求められます。将来にわたって教育基盤を維持するためには、計画的かつ効果的に長寿命化改修を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図る必要があります。同時に、気候変動による猛暑日等の増加に対応するため、特別教室や体育館の空調設備を整備し、児童生徒や教職員が安全・快適に学習・教育活動を行える環境を整えることが必要です。また、少子化による児童生徒数の減少を見据え、すべての子どもたちに質の高い教育と支援を提供することができる教育環境を維持していくため、教育資源の有効活用による効果的な学校運営手法の検討や学校運営を支える人材の確保に向けた取り組みが必要です。また、引き続き、学校給食の安全・安心かつ安定的な提供と地産地消による食育の推進が求められます。
- 市では、児童生徒の学力向上を目指し、個別最適な学びと協働的な学びの両立を図っています。特に、AI技術も活用した個別最適な学びの提供と、学びを深める環境の整備が重要です。また、部活動の地域展開等への対応を契機に、更なる校務の効率化を図り、勤務時間の改善を進めることで、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することが求められています。一方、特別な支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒に対しては、教育ニーズに応じた支援体制を整備し、地域とも連携した多様な学びを支える環境の充実が求められます。さらに、進展するデジタル技術に対応しつつ、GIGAスクール構想等により整備されたICT環境の維持と適切な時期における更新が必要です。
- 市内の全ての小中学校では、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの取り組みを推進しています。学校と保護者、地域が一体となって子どもたちを育むため、今後も、地域の人材や施設を最大限に活用しながら、放課後の居場所に関する取り組みなど、学校と地域が連携・協働する体制の強化が求められます。
- 家庭生活を通じて幼少期から基本的な生活習慣を身に付けられるよう、引き続き、「か

めやまお茶の間10（実践）」を推進し、地域・家庭の教育力を向上させる取り組みを進めていく必要があります。

- 地域による見守り活動や青少年団体の取り組みが継続されている一方で、SNSの普及や凶悪犯罪の発生により、子どもを取り巻く危険は複雑化・広域化しています。そうしたことから、地域全体で見守りを担うための人材育成や、子どもに関わる市民・団体の資質向上に取り組むとともに、警察や近隣自治体との連携強化が求められています。また、成人を迎えた若者の主体的な参画を促す「二十歳の集い」についても、自覚や社会参加意識の醸成に資する取り組みの継続が求められています。

【主な施策の方向】

- ◎ 安全・安心で快適な学校環境の整備
 - ・ 学校施設の長寿命化改修及び特別教室等への空調設備整備の推進
 - ・ 公共・民間のプール施設の活用や持続可能なスクールバス運行体制の構築
- ◎ 持続可能な学校給食の提供と食育の推進
 - ・ 安全・安心な学校給食の安定的な提供と地産地消の推進
 - ・ 学校給食の持続可能な調理体制の構築と人材確保の推進
- ◎ すべての子どもが学び続けられる教育の充実
 - ・ 自己肯定感の向上と確かな学力の定着に向けた多様な学習支援体制の充実
 - ・ 不登校へのきめ細やかな支援と特別支援教育の充実
 - ・ 教福連携による多様な家庭環境にいる子どもへの包括的な支援体制の充実
 - ・ 人権教育の推進といじめや問題行動の未然防止の取り組みの充実
- ◎ 学校教育の質を高める環境と人材の整備
 - ・ ICT機器の整備と教育現場の業務負担軽減
 - ・ 教職員研修の充実と教育支援体制の強化
 - ・ 学校運営に係る学校間の連携・協力体制の強化
- ◎ 地域と共にある学校づくり
 - ・ 地域住民の参画による学校運営体制の整備
 - ・ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携強化
 - ・ 地域のクラブ活動団体等との連携
- ◎ 地域全体で子どもを育む風土と家庭の学びの醸成
 - ・ 地域・家庭の教育力の向上
 - ・ 家庭教育への意識啓発の推進と就学前からの支援
- ◎ 青少年の安全・安心と健やかな成長を支える地域環境の整備
 - ・ 地域の見守り活動の強化と若者の社会参加意識の醸成

3. 自然との共生と次世代への継承

【目指すまちのイメージ】
豊かな自然が暮らしを支えるまち

<基本施策>

- (1) 脱炭素化の促進と循環型社会の形成
- (2) 森林づくりの推進と源流域の保全
- (3) 生物多様性の保全と野生鳥獣との共生

基本施策：（１）脱炭素化の促進と循環型社会の形成

【目指す姿】

市民・事業者・行政が、一体となり、地球環境に配慮した行動をしています。

【現状と課題】

- 近年の猛暑による熱中症患者の増加や大雨の発生数の増加による甚大な土砂災害の発生など、地球温暖化による気候変動の影響は私たちの暮らしにおける大きなリスクとなっています。こうした事態を緩和するため、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー・省資源行動の促進を図り、脱炭素社会の実現を目指すことが求められており、地域全体での二酸化炭素削減を促進することが不可欠です。また、市民向けの啓発活動を継続し、日常生活における省エネルギー・省資源行動を促進することで、地域全体での持続可能な環境づくりに取り組む必要があります。
- 本市では、太陽光発電施設の設置件数が増加しており、環境や景観に影響を与えるなど、地域住民との設置に関する問題が発生しています。また、耐用年数を迎える太陽光パネルの大量廃棄や放置、有害物質の流出が懸念されています。
- 一方、脱炭素化の実現に向け、公共施設への再生可能エネルギーの導入等を進めることで、地域全体での持続可能なエネルギー利用の促進を図る必要があります。また、再生可能エネルギーの導入に伴うコスト削減効果を広く市民に示し、地域全体のエネルギー利用に対する意識を高めることも重要です。
- 本市では、市民・市民団体・事業者の環境美化活動の成果により、空き缶、吸い殻等の不法投棄は減少傾向にあります。しかし、依然として解消には至っていないことから、まちの美観の維持向上に向けた取り組みを継続していく必要があります。
- 本市では、河川やため池、工場排水、ゴルフ場排水等の水質検査のほか、ダイオキシン類等調査や自動車交通騒音測定等の環境モニタリング調査を実施し、環境基準及び排出基準に対する適合状況等を把握しています。今後も、事業者と環境保全協定を締結するなど、環境と経済の調和が図られたまちづくりを進める必要があります。
- 本市では、ごみ溶融処理施設から発生する溶融飛灰を山元還元方式により全量再資源化し、「最終処分量・ゼロ」を維持しています。また、ごみの減量化に対する市民・事業者の意識向上と民間事業者を活用した資源化により、1人1日当たりのごみ排出量は減少している一方で、民間の回収拠点の普及により資源化率は年々低下し、目標値から大きく乖離しています。そのような中、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、ごみのリサイクルに対する重要性は高まっており、様々な主体と連携しながら廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用の取り組みを一層強化していく必要があります。
- 本市の廃棄物処理施設は、大規模整備工事や修繕により施設の延命化を図っていますが、設備等の老朽化は進行しています。そのような中、次期ごみ処理施設及び新し尿

処理施設の稼働計画年度を見据え、現有施設の延命化及び強靱化を進めるとともに、次期施設整備の方向性を整理していく必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進
 - ・ 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー・省資源行動の促進による二酸化炭素排出量の削減
 - ・ 公共施設の省エネルギー・省資源・廃棄物減量化の推進による二酸化炭素排出量の削減
 - ・ 森林吸収量の活用による企業のカーボンオフセット促進
 - ・ 環境展の開催と企業等との連携による市内小中学校での環境教育の実施
 - ・ 野立て太陽光発電施設の抑制に向けた制度構築

- ◎ 生活環境の保全
 - ・ 市民・事業者・行政との連携による環境美化活動等の推進と不法投棄防止の徹底
 - ・ 大気・水質・騒音・振動等の調査・監視による公害の未然防止と生活環境の保全

- ◎ ごみの適正処理と減量、資源化の推進
 - ・ 4 Rの推進と廃プラスチックの資源化に向けた体制の整備
 - ・ 溶融飛灰の全量再資源化による「最終処分量・ゼロ」の維持
 - ・ 高齢者世帯等へのごみ処理支援の制度構築

- ◎ 現有廃棄物処理施設の長寿命化と次期施設整備の推進
 - ・ 長寿命化計画の改訂による施設の強靱化と設備更新の推進
 - ・ 粗大ごみ破碎処理施設の老朽化を見据えた中間処理の確保・維持
 - ・ 次期ごみ処理施設整備に向けた施設整備基本計画策定

基本施策：(2) 森林づくりの推進と源流域の保全

【目指す姿】

森林のもつ多面的機能が、維持・発揮されています。

【現状と課題】

- 林業従事者の減少・高齢化等により林業を営む人が激減している中、所有者がわからない森林や所有者による間伐・育林等の適正な管理が行き届いていない森林が増え、森林の荒廃が進んでいます。森林は、水源のかん養、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しており、その機能を維持・発揮するため、今後も継続した森林の適正管理を推進し、森林を支える社会づくりと災害に強い森林づくりに取り組むことが必要です。
- 本市では、脱炭素社会に向けて、2024年1月に二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを表明しています。その実現に向け森林による二酸化炭素の吸収に注目が集まっており、本市の豊富な森林資源を活用し持続可能な社会の実現に向けた取り組みが必要です。
- 鈴鹿川等源流域をはじめとした森林や河川等の豊かな自然環境を守り育てることで、次世代に豊かな自然環境を引き継ぐことが求められています。このような中、産学民官で組織した「鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会」と連携・協力することで、森林保全活動を通じた地域住民とのつながりができ、新たな活動が始まる契機となっています。今後も継続して森林保全活動を行い、地域全体での意識の向上を図る取り組みが必要です。
- 林業事業者による施業の集約化や路網整備等の生産性向上に向けた取り組みへの支援を行っていますが、林業経営は、木材の価格低迷や人件費・燃料代等の経費の上昇により、依然として厳しい環境にあることから、今後も継続した支援が求められています。また、公共建築物や各種製品、木質バイオマスへの利用等により、地域材の利用を促進していくことも必要です。
- 林業施設の老朽化等により、施設の改修・修繕が年々増加しています。今後も、林業の維持・発展に向けた施設の適切な維持管理が必要です。
- 日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっていることから子どもたちを中心に、森林教育や木材に触れる機会を提供しています。人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるためには、森林保全の意識の醸成を図る必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 森林の保全と管理の促進
 - ・ 森林整備による公益的機能の維持・発揮
 - ・ 鈴鹿川等源流の森林づくり協議会との連携による源流域の自然環境保全活動の推進

- ◎ 森林資源の活用の促進
 - ・ 個人所有林を活用した二酸化炭素吸収量のクレジット化と企業利用の促進

- ◎ 林業の振興
 - ・ 林業関係団体等への支援による地域林業の振興
 - ・ 施業の集約化による路網整備・間伐材搬出への支援
 - ・ 公共建築物等への地域材の利用推進
 - ・ 林業施設の点検・整備

- ◎ 森林環境教育の推進と市民参加の促進
 - ・ 森林環境教育の場の創出
 - ・ 環境保全活動への参加促進

基本施策：(3) 生物多様性の保全と野生鳥獣との共生

【目指す姿】

豊かな自然環境と生物多様性が、次世代に守り継がれています。

【現状と課題】

- 国では、生物多様性国家戦略が改訂され、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。こうした中、本市では、「豊かな自然環境により市民が豊かで健康的な生活が送れるまちづくり」をコンセプトとして、生物多様性保全を市の重要施策の1つと位置付けて取り組んでおり、令和5年度に全国の自治体に先駆けて亀山版OECM認定制度「かめやま生物多様性共生区域認定制度」を創設し、令和7年度に「亀山市ネイチャーポジティブ宣言」を発表しました。今後も生物多様性の保全に係る施策を計画的に進めていく必要があります。
- 現在、生物多様性を保全する取り組みは、市民団体の活動が中心となっていますが、より多様な主体による取り組みが必要となります。また、生物多様性を保全しつつ活用することは、市民生活を豊かにするだけでなく、企業活動においては企業価値の向上や新たなビジネス機会の獲得につながります。このため、これまで生物多様性保全に積極的でなかった企業等の取り組みを支援するとともに、企業や団体と連携し、地域の身近な自然環境や動植物に触れる機会を提供することで、自然を大切にする心や地域への愛着を醸成し、地域の自然を守る活動を担う人材を育成することが求められています。
- 外来生物は、在来生物の生存を脅かすだけでなく、侵入により農業被害や人的被害を及ぼす可能性があります。市域へ侵入する可能性が高い外来生物については、近隣自治体への侵入状況を注視しつつ、広く市民に対して早期発見・早期防除を呼び掛けるとともに駆除活動を支援する必要があります。
- 野登山ではニホンジカの食害により下層植生の消失や土壌流出の恐れ、県指定天然記念物のブナ林等へ被害が生じています。また、近年、急速に生息数が増加したニホンジカやイノシシは生態系に深刻な被害をもたらしており計画的な管理が必要です。
- 市街地に出没するニホンザルの群れはGPSによる行動域の調査や捕獲による規模の縮小を進めていますが、この加害群を縮小したことによる他の群れの市街地への流入や、新たな加害群・加害個体の発生に対処する必要があります。また、市街地周辺でイノシシが出没し、さらに近年はツキノワグマらしき動物の目撃情報も寄せられるなど、野生鳥獣による人的被害が懸念されることから、三重県猟友会亀山支部等の関係機関と連携し迅速に対応する必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ ネイチャーポジティブなまちづくりの推進
 - ・ 生物多様性の大切さや、自然を守る取り組みに係る情報発信と生物多様性の周知
 - ・ 学校・保育園等が実施する子どもの自然体験の支援
 - ・ 多様な主体による生物多様性保全の取り組みの推進
 - ・ 生物多様性の損失低減に向けた事業者指導の徹底

- ◎ 生態系保全と外来生物への対応
 - ・ 在来動植物の保護増殖と生息環境の保全・創出
 - ・ 外来生物に関する情報提供・意識啓発と、市民団体等との協働による駆除活動の支援
 - ・ 外来生物への対応強化と専門家と連携した相談支援

- ◎ 野生鳥獣の適正管理の促進
 - ・ GPSを活用した獣害被害リスクマップの作成等による被害防止対策の推進
 - ・ 関係機関との連携による野生鳥獣対策に係る体制の強化

4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

【目指すまちのイメージ】
誰もが健康で生き生きと輝くまち

<基本施策>

- (1) 健康づくりの推進と地域医療の充実
- (2) 地域福祉・生活支援の充実
- (3) 高齢者福祉の充実
- (4) 障がい者福祉の充実
- (5) 文化芸術の推進
- (6) スポーツの推進

基本施策：（１）健康づくりの推進と地域医療の充実

【目指す姿】

市民が、主体的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて生き生きと健康に暮らしています。

【現状と課題】

- 国においては、健康増進法に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、健康日本21（第三次）を示し、令和14年を目途とした目標を設定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病対策の推進等の取り組みにより、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりを展開することとしています。
- 本市は、WHOの提唱する健康都市の考え方に賛同し、平成22年度に健康都市連合に加盟し、加盟市間での交流を図りながら、健康に関する様々な取り組みを展開しています。そうした中、令和5年度を健都元年として、かめやま健康都市大学や健康マイレージアプリを活用した取り組みをスタートさせ、健都サポーターを核とした地域での健康活動の促進や市民の主体的な健康活動への支援に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症により引き起こされたパンデミックは、市民の健康意識を大きく変化させるとともに、感染症への備えの重要性が見直されたところです。引き続き、市民への意識啓発と亀山医師会と連携した適切な予防接種に取り組むなど、感染症の地域内流行の抑制や重症化予防が求められています。
- 本市では、市民の健康寿命の延伸を目指し、亀山医師会・亀山歯科医師会・鈴鹿亀山薬剤師会と連携しながら、各種がん検診、特定健康診査、歯周病検診等を推進していますが、受診率の伸び悩みが続いています。引き続き、検診等の必要性の周知啓発を図るとともに、国の自治体検診DXに関する検討状況にも注視する必要があります。
- 少子高齢化の進行により、高齢者の医療・介護ニーズが高まる中、地域の医療・介護従事者の人材不足が進んでいます。引き続き、大学等教育機関との連携等により、地域医療に必要な人材の育成・確保に努めつつ、地域の医療・介護専門職や行政職員等の多職種連携の強化を図るとともに、市立医療センターと地域の医療機関との連携により、救急医療や在宅医療等の地域に必要な医療を継続的に提供できるようにする必要があります。
- 国民健康保険事業については、年齢構成が高く、所得水準の低い被保険者が多い等の構造的な課題に加え、近年は被保険者の減少に伴い保険税収入が減少しています。このような中、今後も事業を安定的に運営するためには、第2期三重県国民健康保険運営方針に示された標準保険料率への統一を見据えた税率改正の検討及び財源の確保等に努める必要があります。また、後期高齢者医療事業についても、団塊の世代の後期高齢者への移行に伴い、医療費が増加傾向にあることから、収納率の向上及び医療費の適正化に取り組み、安定的な運営を図る必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 生活習慣病対策の推進
 - ・ 健診体制の充実とがんや生活習慣病等の対策の推進
 - ・ かめやま健康都市大学の充実を含む健康教育の実施や健康相談の充実
 - ・ 特定健康診査等の受診率向上と生活習慣病等の予防対策の推進

- ◎ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進
 - ・ 民間事業者と連携した食を通じた健康づくりとフードリテラシーの促進
 - ・ ラジオ体操・ウォーキング等の健康活動の促進
 - ・ 歯と口腔の健康に向けた周知・啓発と口腔ケアの推進

- ◎ 社会環境づくりの推進
 - ・ 市民主体の健康活動の促進と健都サポーターの育成・支援
 - ・ 事業者の健康経営の支援
 - ・ こころの健康支援の充実

- ◎ 感染症対策の推進
 - ・ 定期予防接種の実施及び感染症に関する知識の周知・啓発
 - ・ 疾病予防や重症化予防等に向けた任意予防接種の勧奨
 - ・ 新型コロナウイルス対応の経験を踏まえた関係機関との連携強化

- ◎ 地域医療の充実と医療体制の強化
 - ・ 医療・介護専門職等における多職種連携の強化
 - ・ 大学等との連携による医師等確保と地域医療提供体制の整備
 - ・ 市立医療センターの健全経営と地域の医療機関との連携強化
 - ・ 周産期を含めた広域的医療機能の確保に向け県への働きかけ

- ◎ 公的医療保険制度の安定的な運営の推進
 - ・ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進
 - ・ 後期高齢者医療制度の安定的な運営の推進

基本施策：(2) 地域福祉・生活支援の充実

【目指す姿】

市民が、地域で互いに支え合いながら見守りを受け、自分らしく安心して暮らしています。

【現状と課題】

- 令和2年に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。本市においては、亀山市社会福祉協議会とのパートナーシップの下、つながるシートの活用や、庁内の関係部署、学校等の関係機関等との支援調整会議を行うなど、支援の輪から誰一人取り残さないよう、取り組んでいます。
- 生活の多様化や地域のつながりの希薄化等に伴う生活課題の複雑化・複合化した福祉課題に対し、民生委員・児童委員や福祉委員、地域まちづくり協議会など多様な主体と連携し地域福祉を総合的に推進しています。引き続き、地域福祉に関わる多様な主体との緊密な連携を図っていく必要があります。
- 本市では、生活の中の小さな困りごとを地域で支え合う「ちょこボラ」の活動を推進する一方で、ボランティア活動については、担い手不足等が課題となっています。そうした中、令和7年4月に設置した亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を活用するなどして、ボランティアの担い手の育成及び活動支援の強化が求められています。
- 働きたくても働けない、住む所がないなど生活全般にわたる困りごとの相談を亀山市社会福祉協議会と協働し、生活困窮者自立支援法の法改正に対応しながら生活困窮者に対する支援を行っています。支援を要する要因や課題は様々であることから、引き続き、相談者に寄り添いながら、関係機関が連携した課題解決に向けた支援が求められています。
- 子どもの貧困やひきこもり等に関する課題は複雑化しており、家庭ごとに固有の事情が存在している場合が多く、経済的な支援だけでなく文化的側面も含めた細かな対策が求められています。子どもや若者が安心して暮らすことができるよう、教育と福祉の連携を強化するなど、各関係機関との協働や地域資源の活用など、包括的な支援を引き続き行う必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 地域福祉に関わる多様な主体の連携強化
 - ・ 亀山市社会福祉協議会とのパートナーシップの強化
 - ・ 民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会など福祉を支える主体との連携強化

- ◎ 重層的支援体制の充実
 - ・ 多様な課題に対応できるつながるシートを活用した包括的な相談支援の充実
 - ・ オンライン居場所等による支援が届きにくい人への支援体制の強化
 - ・ 社会参加に関する支援

- ◎ 地域活動とボランティアの支援
 - ・ 身近な居場所づくりと生活支援コーディネーターを核とした市民主体の活動支援
 - ・ 「ちょこボラ」など地域における支援者の育成と連携強化
 - ・ 「ぷらっと」を活用したボランティアの担い手・活動団体の確保と活動の連携強化
 - ・ 亀山市社会福祉協議会との連携強化によるきめ細やかな地域活動の展開

- ◎ 生活困窮者の自立支援と社会参加の促進
 - ・ 伴走型支援による生活困窮者の自立支援
 - ・ 子どもの貧困への教育と福祉の連携強化による支援体制の強化

基本施策：（3）高齢者福祉の充実

【目指す姿】

高齢者が、生きがいを持って住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしています。

【現状と課題】

- 少子高齢化が進行する中で、全国的に高齢者人口の増加や高齢化率の上昇が続いており、本市においても同様の傾向となっています。さらに今後、団塊ジュニア世代の高齢化により、労働力の不足や社会保障費の増大等が顕著になる2040年問題への危惧も高まっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会や民間事業者など、多様な主体が連携しながら地域包括ケアの推進を図っています。引き続き、「バイタルリンク」を活用した介護・医療・保健・福祉に関する多職種連携強化など、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められます。
- 介護保険事業については、鈴鹿亀山地区広域連合が保険者となり運営されており、市の高齢者福祉施策についても、介護保険事業と調整を図りながら進めつつ、地域支援事業の一部については、広域連合や鈴鹿市と調整を図りながら、本市が主体となって、介護予防教室や認知症に関する取り組み等を展開しています。今後も介護保険事業との連携を図りながら、要支援状態の手前のフレイルを予防する取り組みや、国が示す「新しい認知症観」に基づき、認知症の人たちが自分らしく暮らし続けられるよう、当事者の視点に立った施策や支援を講じていく必要があります。
- 高齢者が、地域社会の一員として、自らの個性と能力を発揮して生き生きと活躍できるよう、シルバー人材センターを通じた就労支援や、高齢者が互いの生活を支え合う「ちよこボラ」の更なる普及促進等が求められます。
- 人は加齢に伴い、身体機能の低下や、認知症による判断力の低下等により、高齢者虐待や消費者被害等、人権や権利が侵害されやすい側面があります。こうした危機から、高齢者権利が守られ、尊厳を保持し安心して暮らし続けられるよう、関係機関が連携した取り組みが求められます。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施については、医療・介護・健診等のデータ分析を行い、高齢者の健康状態や生活機能の課題に対して関係部署が一体的に取り組んでいます。引き続き、限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的な疾病予防、介護予防等を推進できるよう、医療・介護等の多職種の連携や地域の見守りの下で高齢者自身による健康維持が重要となっています。

【主な施策の方向】

- ◎ 地域包括ケアシステムの推進
 - ・ 地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実
 - ・ バイタルリンクを活用した在宅医療と介護の連携強化
 - ・ 生活支援コーディネーターを核とした地域資源の発掘と有効活用

- ◎ 介護予防の推進
 - ・ 介護予防に関する情報提供と通所事業・訪問事業等の実施
 - ・ フレイルチェックを活用した住民主体型フレイル予防の推進
 - ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みの強化

- ◎ 新しい認知症観を踏まえた認知症高齢者支援の充実
 - ・ 認知症に関する意識啓発と見守り体制の充実
 - ・ 認知症高齢者を支える家族等への支援

- ◎ 高齢者の生活と生きがいづくりの支援
 - ・ 在宅高齢者へのサービス提供・生活支援・見守り体制の充実
 - ・ 地域の高齢者の困りごとを地域で支え合う「ちょこボラ」の推進
 - ・ シルバー人材センターを通じた、高齢者の就労支援
 - ・ 地域のサロン・老人クラブ等の通いの場への支援

- ◎ 高齢者の権利擁護
 - ・ 高齢者虐待の周知啓発と防止対策
 - ・ 成年後見制度の周知啓発と利用促進

基本施策：（４）障がい者福祉の充実

【目指す姿】

障がいのある人が、合理的配慮の下、住み慣れた地域で、安心して暮らしています。

【現状と課題】

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、これまで国や地方等の行政機関に義務付けていた、障がいのある人への合理的配慮の提供について、令和3年の法改正により、令和6年4月から事業者にも拡大しています。こうした変化のある中、障がい者が地域社会の一員として自立した生活を送るために必要な支援を提供することを目的とした障害者総合支援法についても、障がいのある人への地域生活の支援体制の充実や障がい者の多様なニーズに対する支援や合理的配慮、障がい者雇用の質の向上などの課題に対応する改正が継続的に行われています。
- 本市の障害者手帳の取得者数は、全国的な傾向と同様に、総数では大きな変化は見られないものの、身体障害者手帳の取得者数は減少傾向にある一方、療育手帳、精神保健福祉手帳取得者数は増加傾向にあります。
- 障がい者総合相談支援センターの機能強化や障害者就業・生活支援センター等の活用により就労機会の確保を図り、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めることが重要です。また、障がいを理由とする差別の解消を進め、障がい者が自立して生活でき、地域社会に参加しやすい体制づくりが求められます。
- 障がいのある人の自立した生活を支援するため、障がい者医療費助成制度について、県制度の医療費助成に加え、市単独事業として対象者を拡大して助成を行い障がい者の経済的な負担の軽減を図っており、福祉医療費助成制度を安定的かつ持続的に運営する必要があります。
- 障がい者が地域社会に参加しやすい環境を整えるためには、地域住民や企業、行政等が一体となって取り組むことが必要であり、当事者や支援団体等と協働し障がい者の社会参加を支援するためのプログラムを充実させるなど、障がい者が地域社会に貢献できる機会を増やすことが重要であり、そのための情報提供や相談体制が必要です。
- 障がい者福祉を持続可能なものとするためには、障がい福祉や支援に関わる人材のレベルアップにつながる研修や障害福祉サービス等の適性利用の見直しが求められています。また、地域住民や企業、行政等が一体となって取り組むことが必要であり、障がい者が自立して生活できる体制づくりのため障がいを理由とする差別の解消を進めることが求められています。

【主な施策の方向】

- ◎ 障がい者の自立支援と社会参加
 - ・ 多様な就労機会の確保
 - ・ 障がい者福祉サービスの提供に向けた地域の社会資源の充実
 - ・ 福祉医療費助成制度による経済的負担の軽減

- ◎ 障がい者支援体制の強化と地域福祉との連携
 - ・ 障がい者総合支援センターの機能強化と啓発の推進
 - ・ きめ細やかな地域活動の展開に向けた関係機関等との連携強化

- ◎ 障がい者の権利擁護と虐待防止への取り組み
 - ・ 成年後見制度の推進と障がい者の差別の解消
 - ・ 障がいの有無に関わらず共に暮らせる環境づくりと意識啓発の推進

基本施策：（5）文化芸術の推進

【目指す姿】

市民が、継承と創造の文化芸術を育むまちの中で、心豊かに暮らしています。

【現状と課題】

- 令和3年度に亀山市文化芸術基本条例の制定及び亀山市文化芸術推進基本計画の策定を行い、「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」を基本理念に、市民の自主性や創造性を尊重しながら、伝統ある文化芸術の継承・発展や新たな文化芸術の創造、地域の魅力づくりに取り組んできました。また、3年に一度開催する「かめやま文化年」では、市民や文化芸術活動団体、亀山市文化大使、行政等が連携し、本市ならではの文化芸術に触れる機会を創出しています。今後は、市民が更に広く文化芸術活動に関わる機会を創出し、まちのにぎわいにつなげることが求められます。
- 文化芸術の重要な拠点である市文化会館は、令和6年度に築40年を迎え、その間に建物や設備の計画的な修繕を行ってきました。引き続き、誰もが安心して利用できるよう、更なる安全確保と長寿命化を図ることが必要です。また、市文化会館を拠点として、様々な団体間における文化交流の更なる促進が求められています。加えて、公共施設等を有効活用するなどして、多機能なギャラリー空間を備えた文化芸術の身近な拠点づくりを推進する必要があります。
- 市文化会館及び亀山市芸術文化協会と連携し、文化会館フェスタや市展、芸文祭を開催するとともに、市文化会館を基点とした地域へのアウトリーチ活動や市民向け音楽活動、市民ミュージカル、特色ある文化芸術活動団体への協力など、地域に根ざした活動を支援しています。更なる文化芸術活動の活性化に向け、市民や団体の自主的な活動の支援や文化芸術に関する情報発信、文化芸術に優れた人材の育成に加え、学校クラブ活動の地域展開への対応を含め、次世代を担う子どもたちを含めた市民の文化芸術体験等の機会の確保と豊かな情操を育む機会の提供を継続して行う必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 文化芸術の交流によるまちのにぎわい創出
 - ・ 観光やまちづくりなど関係分野との連携の推進
 - ・ 亀山市文化大使等との連携による文化年の展開
 - ・ 文化芸術を生かした団体間交流の推進

- ◎ 文化芸術の拠点の充実
 - ・ 文化芸術の拠点の核である市文化会館の計画的な整備
 - ・ 市文化会館等での催しを通じた文化交流の推進
 - ・ 公共施設の有効活用等による文化芸術活動の推進

- ◎ 文化芸術活動の活性化
 - ・ 市民や文化芸術活動団体の自主的な活動の支援と情報発信の充実
 - ・ 文化芸術活動を担う人材の確保と育成
 - ・ 文化芸術活動を発表する機会の創出と、文化芸術を鑑賞・体験できる機会の提供
 - ・ 子どもたちの豊かな情操を育む機会の提供と地域における子どもの文化芸術活動機会の充実

基本施策：(6) スポーツの推進

【目指す姿】

市民が、地域社会の活力を生かしながらスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らしています。

【現状と課題】

- 近年スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化し、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待の高まりとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から令和7年6月にスポーツ基本法が改正されました。この改正法では、部活動の地域展開やeスポーツ等の新たなスポーツ機会の充実や「する・みる・支える」に加え「集まる・つながる」という新たな関わり方が示され、市は競技水準の向上につながる支援をしながら、地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を有しています。
- 市民が、各々の関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会等を確保できるよう年間を通じ様々なスポーツ大会等を実施していますが、参加者数が伸び悩んでいます。今後は、世代やニーズに合った様々な活動の機会や場を充実させることが必要です。
- 本市では、ラグビーやサッカー等の国内のトップリーグ等で活躍するクラブチームとの連携により、市民への観戦機会の提供や地域社会の活性化に取り組んでいます。こうしたスポーツを通じた人と人との交流や地域との交流を促進することが求められています。
- 多様なスポーツに取り組みたいというニーズがある中、令和6年度から都市公園の一部において、アーバンスポーツの実施のための開放を行っています。また、既存の運動施設についても、関B & G海洋センタープールの改修や東野公園体育館空調整備、計画的な施設の改修を行いながら、スポーツのできる環境の改善に取り組んでいます。しかしながら、いずれの施設や設備も老朽化が進行しており、長期的な視点を持った計画的な対策が必要です。
- 健康志向の高まりやライフスタイルの変化により、スポーツと健康づくりを一体的に促進することの必要性が高まっています。スポーツを行う人の心身の健康の保持増進及び安全の確保を図りながら、スポーツを通じた健康づくりに取り組むことで、健康で活力に満ちた長寿社会を目指すことが求められています。

【主な施策の方向】

- ◎ スポーツに親しむ機会の確保
 - ・ スポーツの果たす多様な役割や効果の発信
 - ・ 休日の中学校部活動の地域展開と地域資源を活用したスポーツ環境の整備・交流の促進
 - ・ 多世代に向けたスポーツ参加機会の創出
 - ・ スポーツの機運醸成と市民の関心の向上

- ◎ スポーツの場の充実
 - ・ 市民ニーズに応じた運動施設等の利便性向上と利用促進
 - ・ 運動施設長寿命化計画の策定と計画的な整備

- ◎ スポーツ団体の育成と競技力の向上
 - ・ スポーツ団体支援と活動の活性化
 - ・ ジュニア世代の活性化を含む競技者支援による競技力の向上

- ◎ スポーツを通じた健康づくり活動の推進
 - ・ スポーツ推進委員による地域に根差した生涯スポーツ活動の充実
 - ・ ニュースポーツの普及促進

5. 安全で快適な生活空間の創出

【目指すまちのイメージ】
安全・快適で暮らしやすいまち

<基本施策>

- (1) 防災・減災対策の強化
- (2) 住環境の向上
- (3) 道路の保全・整備
- (4) 上下水道の充実
- (5) 地域公共交通の充実
- (6) 消防力・地域安全の充実

基本施策：(1) 防災・減災対策の強化

【目指す姿】

市民が、行政・地域と一体となり、自然災害への備えと対応力を高め、安全・安心に暮らせるまちで過ごしています。

【現状と課題】

- 南海トラフ地震発生の切迫性の高い状態に加え、近年の気候変動に伴う風水害の頻発化・激甚化により、災害リスクは増大しています。令和6年能登半島地震の課題や教訓を踏まえ、災害リスクの軽減を図るために危機管理体制の充実を図る必要があります。特に地震や台風、豪雨といった自然災害への備えや広域連携を強化し、地域住民の安全を守るための体制強化が求められます。
- 本市では防災行政無線、Yahoo!防災速報、かめやま安心めーるなど複数の情報伝達手段を活用していますが、令和6年能登半島地震の教訓から市民一人ひとりに確実な情報を届けるため、防災情報伝達システム導入に取り組んできました。今後は、緊急時の一元的な情報伝達を行い、災害時に全住民が迅速に確実な情報を受け取れる環境構築を図る必要があります。
- 現状の避難所は、プライバシーの確保や衛生環境、要配慮者への対応など、避難生活環境の観点から多くの課題を抱えており、避難生活が長期化した場合、心身に与える影響も懸念されるため、スフィア基準の準用による避難所の機能強化が求められます。また、避難所に、十分な備蓄品を確保し、災害発生時に速やかに開設できる体制を整えることが重要です。
- 自助・共助を基本とした防災対策を促進するため、地域の特性に応じた地区防災計画や個別避難計画の作成、自主防災組織の結成及び防災資機材の充実に向けた支援に取り組んでいます。今後も継続して地域住民や企業、行政が一体となり、地域防災力の向上を図るとともに、総合防災訓練の実施や防災リーダーの育成を進め、地域全体での防災体制を強化することが求められます。さらに、ハザードマップの更新や防災情報の提供を強化し、住民の防災意識を高めることが必要です。
- 近年、風水害が頻発化・激甚化しており、決壊した場合の被害が大きい防災重点農業用ため池の防災・減災対策や気候変動による水害リスクの増大を踏まえ河川等の適切な整備と維持管理することが重要です。また、多様な大規模自然災害で想定されるリスクを特定し事前に備えておくことで、市民の生命や財産を守り、社会経済活動を維持するとともに、迅速な復旧復興が図れるよう国土強靱化に向けた取り組みを計画的に進めます。

【主な施策の方向】

- ◎ 危機管理体制の強化
 - ・ 関係機関との連携による迅速な対応体制の整備と災害時対応力の強化
 - ・ 南海トラフ地震や風水害を想定した各種訓練の強化
 - ・ 災害時応援協定の実効性向上と受援体制の強化

- ◎ 災害情報伝達・収集体制の強化
 - ・ 防災情報伝達体制の強化と市民への情報共有の促進
 - ・ 防災情報伝達システムを軸とした情報収集と多様な手段による情報発信
 - ・ 発令判断システムの活用の推進

- ◎ 安全・安心な避難環境の確保
 - ・ スフィア基準を踏まえた衛生環境・プライバシー確保による避難生活環境の充実と避難所機能の向上
 - ・ 長期避難対応の備蓄品充実と管理体制の強化

- ◎ 地域防災力の向上と市民参加の促進
 - ・ 地域特性に応じた地区防災計画の推進と自主防災力の強化
 - ・ 総合防災訓練や防災リーダーの育成研修による地域防災力の強化
 - ・ 個別避難計画の策定と関係機関との連携による避難支援体制の構築
 - ・ 防災ツールの活用促進と市民の防災意識向上

- ◎ 災害に強いまちづくりの推進
 - ・ ため池や河川等の適切な維持管理とリスク軽減に向けた防災対策の推進
 - ・ 国土強靱化による安全・安心な社会の構築

基本施策：(2) 住環境の向上

【目指す姿】

市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。

【現状と課題】

- 住環境の安全性や快適性を高めるため、木造住宅の耐震化や狭あい道路の解消に取り組んでいます。令和6年の能登半島地震や南海トラフ巨大地震への対応を踏まえ、国は「令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」と掲げていることから、これまでの取り組みに加え、国・県との連携を更に強化し、一層の住宅の耐震強化や狭あい道路の拡幅等を促進することで住環境の安全性を高める必要があります。
- 誰もが安心して快適に暮らせるよう、低所得者や高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の居住確保を図っています。人口減少や高齢化が見込まれる中、引き続き住宅セーフティネットの確保が必要です。
- 本市の市営住宅は老朽化が進行しており、耐用年数が経過し、老朽化が著しい市営住宅については、安全性や効率性の視点から、民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げ、入居者の住み替えを促しています。近年は、世界的なインフレや円安の影響で建設費が高騰していますが、引き続き、長期的な視点から民間賃貸住宅を活用し、住宅需要に応じた適正な市営住宅の供給戸数を確保する必要があります。
- 空き家については、総務省の「令和5年住宅・土地統計調査」によると、少子高齢化の進行や、人口移動の変化等を背景に、全国的に件数が増加傾向にあります。本市においても、空き家の増加が見込まれる中、引き続き、空き家情報バンク制度による情報提供等を通じた空き家の利活用等の促進が必要です。さらに、地域や関係団体、NPO法人や社団法人等と連携を図り、空き家の活用や適正管理など空き家対策について取り組んでいくことが必要です。
- 既存市街地においても高齢化等の進行により、空き家の増加が懸念されることから、引き続き、市内の既成市街地を含めた中古住宅や空き家の活用による移住促進など、居住の誘導を一層進める必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 安全で快適な住環境の整備
 - ・ 狭あい道路の道路後退支援による防災機能の向上
 - ・ 木造住宅の耐震補強の促進
 - ・ 民間賃貸住宅を活用した市営住宅からの住み替え等による住宅セーフティネットの確保

- ◎ 空き家対策の強化と居住誘導の推進
 - ・ 空き家情報バンク制度を通じた空き家活用の促進
 - ・ 空家等管理活用支援法人の指定に向けた取り組みの推進
 - ・ 空き家・空き地の対する適正管理の促進
 - ・ 住宅取得等に係る補助制度の活用による居住誘導の促進

基本施策：(3) 道路の保全・整備

【目指す姿】

市民が、安全で快適な道路環境のもと、安心して暮らしています。

【現状と課題】

- 本市では、都市拠点の利便性向上や市街地の円滑な交通処理を行うため、市内環状道路の整備に取り組んでいます。市内環状道路は、都市の形成や成長にとって重要な骨格となるものであることから、引き続き効率的に事業推進をしていく必要があります。
- 道路整備においては、地域からの要望に対する整備の必要性や事業の効率性を的確に評価した上で、優先順位をつけながら、事業を実施する必要があります。また、道路利用者の安全確保及び交通事故防止の観点から、通学路を中心に、交通安全委員会等との連携のもと、交通安全施設の整備を推進しています。さらに、近年は安全で快適な自転車利用への意識が高まっており、今後も、安全性と利便性の両面から、市民が安心して利用できる道路環境の向上が求められています。
- 市道全体に対して同一水準の維持管理を今後も継続して行うことは、人的・財政的負担の観点から困難になることが想定されます。そのため、自治会等の地域団体との協働や、包括的な民間委託の導入など、多様な主体との連携による効率的かつ持続可能な道路管理体制の構築や地域特性に応じた管理水準の検討を含め、管理手法の見直しが必要です。
- 本市には、建設から長期間が経過した橋梁が多数存在しており、橋梁の安全性を確保するため、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防的な修繕を計画的に進めています。今後は、物価高騰による工事費の増大を想定しつつ、効率的かつ持続可能な維持管理体制の構築が求められます。

【主な施策の方向】

- ◎ 道路整備の推進
 - ・ 市内環状道路等の計画的な整備の推進
 - ・ 生活道路整備指針に基づく地域実情に応じた道路改良の推進

- ◎ 交通安全施設の充実
 - ・ 通学路を中心とした交通安全施設の整備の推進
 - ・ 安全で快適な自転車利用環境の推進

- ◎ 道路の適切な維持管理
 - ・ 予防保全による幹線道路の舗装修繕と道路管理の推進
 - ・ 地域との協働による道路施設の維持管理の推進
 - ・ 包括的民間委託による効率的・効果的な道路施設管理の推進
 - ・ 予防保全による橋梁長寿命化の推進

基本施策：（４）上下水道の充実

【目指す姿】

市民が、安全で良好な水環境のもと、安心しておいしい水を利用しています。

【現状と課題】

- 発生が危惧されている南海トラフ地震や近年の気候変動の影響による頻発化するゲリラ豪雨など、大規模自然災害への対策が求められています。特に、市民生活に直結した上下水道の強靱化は喫緊の課題であります。
- 少子高齢化や人口減少の影響により、給水人口や水需要は減少傾向にあります。また、老朽化施設の修繕費や人件費、資材費など費用が増加により、安定的な事業運営に支障をきたす恐れがあります。こうした中、持続可能な上下水道事業の経営に向けては、経営戦略の適切な進捗管理による経営の健全化が求められています。
- 将来にわたって上下水道事業の持続性を確保するためには、技術力を有する人材の育成・確保等による運営基盤強化が必要であり、熟練職員の退職等に伴う今後の技術の継承と、事業量の増加や上下水道サービスの多様化に対応するための技術力の確保と向上が課題です。
- 上水道施設については、人口動態や水需要の変化に対応しながら、老朽化した施設の適切な維持管理・更新が求められています。また、環境の変化に適切に対応するため水源の水質保全と水量確保も重要な課題です。さらに、デジタル技術を活用した施設管理の高度化や省エネルギー機器等の導入による環境負荷軽減への対応が求められています。
- 生活排水処理の普及促進のためには、公共下水道の未普及地域への整備推進や、合併処理浄化槽の設置への支援が必要です。また、生活排水処理アクションプログラムに基づく地域の実情に応じた効率的な整備が求められています。併せて、老朽化が進む下水道処理施設については、官民が連携した維持管理や統合を含めた機能強化を進める必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 上下水道の強靱化
 - ・ 内水浸水想定区域図と雨水管理総合計画による水害対策の強化
 - ・ 上下水道耐震化計画に基づく急所施設や重要施設管路の耐震化の推進
 - ・ 上水道施設の浸水対策による水害被害の軽減
 - ・ 危機管理体制の強化による災害対応力の向上

- ◎ 上下水道の持続可能な運営体制の確保
 - ・ 経営戦略の進捗管理と定期的な見直しによる事業経営の健全化
 - ・ 持続可能な水供給体制の構築
 - ・ 包括的民間委託による下水路施設管理の効率化と安全性向上
 - ・ 広域連携による上水道基盤の強化
 - ・ 官民連携による公共下水道処理施設の維持管理の推進

- ◎ 効率的・計画的な上水道施設整備と環境への対応
 - ・ 設備のデジタル化とGXの推進
 - ・ 統合的水質管理と「おいしい水」の安定供給
 - ・ 水道水源の保護による水質保全と水量確保
 - ・ 水道施設の維持管理・更新による水量・水圧の安定供給
 - ・ 企業動向に応じた工業用の水の確保

- ◎ 生活排水処理の充実と施設の更新・統合
 - ・ 公共下水道未普及地域の整備推進と供用区域の拡大
 - ・ 農業集落排水処理施設の機能強化と公共下水道への編入の推進
 - ・ 合併処理浄化槽の設置支援による生活排水処理の普及促進

基本施策：（5）地域公共交通の充実

【目指す姿】

市民が、持続可能な地域公共交通を利用して、安全で便利な生活を送っています。

【現状と課題】

- 本市は、行政面積が広く、山間部や坂道が多い地形的制約等から、1世帯当たりの自家用乗用車保有台数が県内14市中2位であるなど、自動車依存度が高く、自家用車から公共交通への移行が進みづらい地域特性があります。しかしながら、学生や高齢者など自立した移動手段を持たない方を中心に、日常生活に密着する地域公共交通の維持・確保を図り、安全で便利な市民の移動を支援していく必要があります。
- これまでも亀山市地域公共交通計画に基づき、コミュニティバス路線の再編や乗合タクシー制度の導入を行い、自立した移動手段を持たない市民を中心に、地域公共交通の利便性向上と利用促進に努めてきましたが、市民アンケート調査における満足度は長期にわたり最も低い評価になっています。加えて、長期化したコロナ禍の影響から、市内の地域公共交通全体の利用者数はコロナ禍前の利用水準までの回復には至っておらず、一部のコミュニティバス路線では、低調な利用状況が続くほか、乗合タクシーは、年間延べ利用者数は増加傾向にありますが、実利用者数や乗合率は伸び悩んでいるため、これらの改善が必要となっています。
- バス等の利用動向に反し、バス等地域公共交通の維持・確保に係る財政負担は年々増加傾向にあるとともに、物価や人件費が高騰していることから、より効率的・効果的で持続可能な地域公共交通の仕組みづくりが求められています。
- 本市の広域交通軸であるJR関西本線は、亀山～加茂間が一日当たりの輸送密度2,000人未満の赤字線区として、JR西日本から経営状況が情報開示されています。そのため、令和6年4月に、関西本線の活性化を図るため、三重県をはじめ、沿線自治体である伊賀市、JR西日本と「関西本線活性化利用促進三重県会議」を設置し、名古屋駅から関駅・伊賀上野駅までの直通列車の実証運行など、利用促進に向けた取り組みを積極的に展開し、輸送量の改善と路線の維持に努めています。今後も、引き続き、当該路線の維持・確保に向け、広域的視点からの効果的な利用促進に向けた取り組みが求められます。

【主な施策の方向】

- ◎ 地域公共交通ネットワークの再構築
 - ・ 持続可能で、より効率的・効果的な地域公共交通ネットワークの形成
 - ・ 住民・事業者・行政三位一体による移動需要に応じた輸送サービスの見直し

- ◎ 身近な移動手段の確保と利用促進
 - ・ 地域公共交通による移動の魅力の発信・定期利用者の拡大
 - ・ 鉄道と二次交通の接続強化や利用環境の改善等による利便性向上

- ◎ 鉄道の維持・確保と利用促進
 - ・ 広域連携による鉄道利用促進策の展開
 - ・ 沿線自治体との連携による鉄道利便性向上への働きかけ

基本施策：(6) 消防力・地域安全の充実

【目指す姿】

市民が、生命・身体・財産を火災や犯罪・事故等から守られ、安全・安心に暮らしています。

【現状と課題】

- 各種災害に対応するため、消防職員の人材育成に取り組むとともに、津市、鈴鹿市との消防指令業務共同運用事業をはじめ、消防施設・設備の計画的な整備・更新、消防庁舎の長寿命化等を進めています。今後も引き続き、火災や南海トラフ地震をはじめとする自然災害時に迅速・的確な対応ができるよう、職員の教育訓練や装備の更なる充実をはじめ、適切な施設・設備管理、消防水利の充足率向上に取り組むことが必要です。一方、地域における消防防災体制の中核的存在である消防団については、消防団活動を広くPRするとともに、教育機関への団員の派遣や、団員が使用する装備の充実により、消防団活動の強化を図っていますが、社会構造の変化による団員の充足率の低下や各分団の活動拠点となる施設の老朽化への対応が必要です。
- 地域における防火の取り組みを促進するため、自治会が設置する消防用設備の設置費等の一部を補助するとともに、住宅用火災警報器の設置調査やひとり暮らし高齢者世帯へ防火訪問等を行っています。今後も、地域における消防訓練の実施を支援するとともに、将来の地域防災を担う人材の育成や防火協力団体と連携した火災予防の普及啓発を推進し、地域全体での防火体制を強化することが必要です。また、市民や働く人が建物を安全・安心に利用できるよう、事業所等への立入検査を定期的実施し、防火管理体制や、消防設備の維持管理等の不備について適切な指導を行う必要があります。
- 救命率を向上させるため、救急救命士の養成及び実習をはじめ、三重大学医学部附属病院ハイブリッドワークステーションへの救急救命士の研修派遣等により、救急隊員の知識・技術の向上と、医療機関との連携強化を図っています。今後も、救急需要の増加、救急業務に求められるニーズの多様化へ対応するとともに、バイスタンダーによる応急手当が実施されるよう取り組む必要があります。
- 地域の体感治安向上のため、防犯カメラ設置や防犯灯のLED化に対する支援を行っていますが、今後も継続的に支援することにより、地域の見守り機能と犯罪抑止力の強化を図り、地域の防犯力を向上させることが求められます。また、地域の安全・安心を維持するため、定期的なパトロールや防犯啓発活動の実施など、警察等の関係機関や地域住民、企業と協力して防犯対策を強化する必要があります。
- 暴力追放宣言を宣言している本市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、市民が安心して暮らすことができるよう、警察や亀山地区防犯協会等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を進め、防犯環境の向上を図る必要があります。

- 巧妙かつ新たな手口で被害額が増大する特殊詐欺やSNS型投資詐欺に対して、警察や鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関等と連携し、情報提供や注意啓発活動を行っています。引き続き、高齢者をはじめとする市民の安全を守るため、特殊詐欺等への注意喚起や相談体制の充実を行うことが求められます。
- 本市は、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減や生活の再建に向けて、支援体制を整えています。地域の安全・安心を高めるため、今後も引き続き、相談窓口の周知徹底に努め、みえ犯罪被害者総合支援センターと連携して、犯罪被害者等に寄り添った支援を行っていく必要があります。
- 本市では、警察や関係機関等と連携して様々な交通安全対策を行っていますが、依然として高齢者等を含めた交通事故は後を絶ちません。交通事故のない社会を目指し、交通安全教室や講座など、様々な機会を通じて、交通ルール・マナー遵守の啓発活動を強化する必要があります。また、地域ぐるみで交通安全に取り組むため、市民や警察、関係機関等との連携を強化し、これらの活動への支援が求められます。

【主な施策の方向】

- ◎ 消防体制の充実強化
 - ・ 継続的な人材育成による災害対応力の強化と消防施設の充実
 - ・ 消防指令業務の広域連携による緊急対応力の強化
 - ・ 消防団の組織力の強化と施設配置の適正化の推進
- ◎ 防火対策の推進
 - ・ 消防用設備の設置等への支援と住宅防火対策の促進
 - ・ 防火対象物・危険物施設への定期立入検査による火災等の未然防止
 - ・ 将来の地域防災を担う少年期からの人材の育成
- ◎ 救命率の向上
 - ・ 救急隊員の知識・技術の向上等による救急体制の強化と救急車適正利用の啓発
 - ・ 応急手当普及員の養成と救急講習の実施によるバイスタンダーの育成
- ◎ 地域安全と防犯対策の推進
 - ・ 防犯カメラや防犯灯の設置支援の継続による地域の見守り機能と犯罪抑止力の強化
 - ・ 関係機関との連携による防犯対策の推進
 - ・ 防犯関係団体の活動支援の推進
- ◎ 特殊詐欺や消費者被害防止の推進
 - ・ 警察等関係機関との連携による最新の詐欺手口の周知と注意喚起の強化
 - ・ 消費者被害防止の取り組み強化と相談体制の充実
- ◎ 犯罪被害者等の相談体制の充実
 - ・ 相談窓口の周知と専門機関へのつなぎ支援の促進
- ◎ 交通安全教育の推進と関係機関との連携強化
 - ・ 交通安全運動の推進と啓発活動による交通安全意識の向上
 - ・ 関係機関等への支援・連携を通じた地域ぐるみの交通安全活動の推進

6. 多様な連携と交流によるまちの活性化

【目指すまちのイメージ】
やさしさがつながりと活気を育むまち

<基本施策>

- (1) 地域まちづくり活動の促進
- (2) 協働・協創の推進
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 多様な交流の促進
- (5) 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

基本施策：(1) 地域まちづくり活動の促進

【目指す姿】

多様な世代が、地域まちづくり協議会の活動を通じて地域の課題解決に取り組み、個性ある地域の活力を創出しています。

【現状と課題】

- 本市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、多様化・複合化する地域課題の解決に向けて、自治会、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業等の様々な主体で構成される地域まちづくり協議会が市内全22地区で組織されており、各地区では地域特性に応じた自主的な取り組みが進められています。近年、行事の開催から活動内容が課題解決型の事業へ転換されつつありますが、地域まちづくり協議会によって課題や活動内容は様々であるため、今後も地域の課題解決と地域まちづくり活動の活性化に向けた財政的支援や人的支援を行うとともに、地域まちづくり協議会相互の情報共有を図るなど、地域まちづくり計画の更なる推進に向けた総合的な支援が求められます。
- 地域まちづくり協議会の活動拠点施設である地区コミュニティセンター等においては、照明設備のLED化などコスト削減や環境への配慮を行いながら、適切な維持管理を行っています。しかしながら、老朽化が進んでいる施設もあることから、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な修繕を実施し、利便性の向上を図る必要があります。
- 高齢者の雇用の変化に伴い、地域まちづくり活動の担い手が不足している現状があります。そのため、若者や子育て世代を含めた多様な世代の地域まちづくり活動への参加を促進しつつ、次世代の担い手を発掘・育成するための研修会等を通じて、市民の地域自治意識の醸成を図ることが求められます。また、全国的に自治会加入率の低下による活動の縮小化が問題視される中、本市においても、近年、同様の傾向がみられることから、地域まちづくり協議会の根幹をなす自治会の活動支援を行う必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 地域まちづくり協議会の活動支援
 - ・ 地域まちづくり協議会への主体的な活動の展開に向けた支援
 - ・ 地域まちづくり協議会相互の情報共有の促進

- ◎ 地域まちづくり活動拠点施設の利便性の向上
 - ・ 地区コミュニティセンター等の適切な維持管理の推進

- ◎ 地域の担い手育成支援と地域自治の活性化
 - ・ 地域まちづくりにおける担い手の育成
 - ・ 自治会活動の活性化や組織力強化につながる取り組みの推進

基本施策：(2) 協働・協創の推進

【目指す姿】

多様な主体が、協働・連携しながら、活気あるまちづくりに取り組んでいます。

【現状と課題】

- 多様な分野で主体性を持った市民活動が活発に行われており、市民活動応援制度等を通じて市民活動団体の支援を行っています。しかしながら、団体の構成員の高齢化や高齢者の雇用の変化に伴う担い手不足等が課題となっていることから、市民活動を始めるきっかけを提供する情報発信や交流の場づくり、活動を継続するための支援等を行っていく必要があります。
- 市では、協働事業提案制度等を活用し、市民と行政との協働によるまちづくりを進めています。しかし、コロナ禍による活動休止で市民活動団体等の活動が縮小し、協働の取り組みにも影響が及んでいます。このため、令和7年4月より市民活動の拠点である市民協働センター内に設置した中間支援機能を有する相談機関である亀山市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を通じて、多様な市民活動の相談支援を亀山市社会福祉協議会との連携のもとに行っています。今後も団体の活動状況に応じた支援を行うとともに、各主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の充実が求められています。
- 食を通じた健康づくりの実践や環境保全活動の展開など、これまで企業、大学等の多様な主体との連携によって、地域の活性化につながる取り組みが進められています。今後は、市民や地域との協働を推進しつつ、異なる背景を持つ事業者、企業、大学等との対話の深化や連携を加え、地域課題の解決や新たな価値の創出につなげていく必要があります。
- 平成22年3月に「亀山市まちづくり基本条例」を策定し、市民・議会・行政の役割分担のもと、市民の参加・協働によるまちづくりを進めていますが、当該条例の市民の認知度は低い状況が続いています。本条例は市のまちづくりの根幹を成すものであるため、その理念の更なる普及と浸透に取り組む必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 市民活動の活性化
 - ・ 市民活動応援制度を活用した市民活動の活性化の促進
 - ・ 市民活動団体への財政支援

- ◎ 市民協働センターの機能強化
 - ・ 「ぷらっと」の機能強化と協働、情報交流の促進
 - ・ 市民協働センターの利便性の向上

- ◎ 多様な主体との連携の拡大
 - ・ 企業、大学等との連携による新たな取り組み等の創発

- ◎ まちづくりへの市民参画の推進
 - ・ 「亀山市まちづくり基本条例」の普及等に向けた取り組みの推進

基本施策：(3) 生涯学習の推進

【目指す姿】

市民が、学びを通じて、地域で活躍している。

【現状と課題】

- 本市では、中央公民館事業やかめやま人キャンパス、健康都市大学等を中心に、多くの市民に多様な学びの機会を提供しています。更なる学びの場の充実に向け、引き続き、大学や外部機関との連携を一層深めながら、地域まちづくり協議会との協働による市民の関心に応じた講座の展開等により、地域課題の解決に資する人材の育成や「学びの担い手」への循環に取り組むことが必要です。また、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現に向け、「かめやま人」認定者等への継続支援を通じて、個々の学びが生かされるよう、地域に学びの成果を還元するとともに、市が主催や共催する市民向け講座との調整を図りつつ、地域全体での取り組みを進めることが求められています。
- JR亀山駅前に開館した図書館は、「学びの場からつながる場へ」を基本理念に掲げ、「ち（知る）・ま（学ぶ）・た（楽しむ）」の場として多くの方に利用されています。今後、利用者の更なる拡大を図るため、令和10年に迎える市立図書館開館100周年への機運も盛り上げながら、レファレンス機能の強化や職員の専門性向上、情報資源の蓄積により、学習・調査機能を充実させることが求められています。また、誰もが本に親しみ、交流できる居場所としての機能を高めるため、快適な読書環境の維持や地域との意見交換を通じた読書活動の推進が必要です。さらに、児童生徒の読書環境を整備するために、電子図書や市立図書館の図書を学校でも借りることができる「ほんくる。」など、学校連携施策の活用を拡大することが求められているほか、市民の生涯学習の拠点としての機能の強化を図ることも求められています。

【主な施策の方向】

- ◎ 生涯学習による地域課題解決と人材育成の推進
 - ・ 学習体系の充実と情報の一元化
 - ・ 地域資源を生かした学習機会の創出と地域密着型講座の展開
 - ・ デジタル技術の活用と地域協働による学びの機会の確保

- ◎ 図書館を核とした読書活動の推進と図書館機能の充実
 - ・ 図書館サービスの向上と利用者ニーズへの対応
 - ・ 地域協働による読書環境づくり
 - ・ 図書館機能の充実と利用者の拡大

基本施策：(4) 多様な交流の促進

【目指す姿】

市内外の人が、このまちの魅力に共感し、このまちとのつながりを強めています。

【現状と課題】

- 本市では、人口減少対策の一環として策定した「亀山市シティプロモーション戦略」に基づき、シティプロモーション専用ホームページを開設し、亀山の暮らしや都市イメージに関する情報を積極的に発信することで、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、本市に関心を持つ人々とのつながりを育んできました。今後は、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大に向け、「選ばれるまち」としての都市の魅力をもっと高める必要があります。そのためには、仕事・子育て・住まい・観光といった分野横断的な情報を統合した、より効果的な情報発信と、多様な価値観に対応できる交流・関係人口等の受け皿づくりが求められます。
- 本市への移住を促進するため、定住支援員を配置したワンストップ窓口の設置や、オーダーメイド型案内ツアーの実施等により、移住希望者の関心の向上と移住者数の増加に取り組んでいますが、移住希望者のニーズは変化・多様化しており、相談内容も住居確保や暮らし全般に及ぶ傾向が見られます。今後は、移住希望者との対話の機会を充実し、きめ細やかな情報提供と支援を行うとともに、空き家情報バンク制度の登録促進等による空き家対策や就労支援等との連携強化、移住者が安心して生活を始められるよう支援体制の強化が求められます。
- 空き家を活用した「DOMAプロジェクト」など、地域と市外在住者との交流を促進する取り組みによる関係人口の創出を進めています。引き続き、こうした取り組みを継続・拡充しながら、関係人口から移住につなげる仕組みづくりや、地域との中長期的な関係性の構築が求められます。
- 本市では、これまで歴史や文化等で共通性のある自治体との交流を進め、市民レベルでの交流の深化やシビックプライドの醸成に努めてきました。今後は、都市間の連携をもっと強化するとともに、地域住民や企業と行政が協力した交流イベント等による地域の魅力発信の充実が必要です。

【主な施策の方向】

- ◎ 「選ばれるまち」としてのシティプロモーションの強化
 - ・ 本市の強みを生かした積極的なプロモーションの展開
 - ・ 分野横断的なシティプロモーションの再構築と情報発信力の強化

- ◎ 多様な移住ニーズへの対応と柔軟な支援の提供
 - ・ 移住相談窓口での情報発信と相談体制の充実
 - ・ 地元企業との雇用マッチングによる地域定着の促進

- ◎ 交流人口・関係人口の創出と地域交流機会の充実
 - ・ 交流人口・関係人口の拡大に向けた取り組みの充実
 - ・ 移住者と地域住民の交流の促進

- ◎ 都市間交流の推進
 - ・ 共通する地域資源を生かした都市間交流の推進

基本施策：(5) 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

【目指す姿】

すべての人が、互いの人権を尊重し多様性を認め合いながら、共に暮らしています。

【現状と課題】

- 亀山市人権施策基本方針に基づき、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、亀山市人権教育推進協議会や市民活動団体、学校等との連携により、人権啓発や人権教育に取り組み、人権意識の向上を図ってきました。多様化・複雑化する人権課題に対し、人権相談等の相談支援体制の充実を図るとともに、地域・学校等と連携し、市民一人ひとりの人権感覚を磨くための取り組みを継続して行う必要があります。
- 市民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、個性や能力を生かして誰もが活躍できる社会の実現が求められていることから、今後も、性別や年齢、国籍、性的指向や性自認等の多様性についての社会の理解促進を図る必要があります。また、女性のみならず男性に対するDVや性の在り方に関する相談体制を整備する必要があります。
- 男女共同参画への理解を促進するため、亀山市男女が生き生き輝く条例や亀山市男女共同参画基本計画に基づき、関係機関と連携して意識啓発に取り組んでいます。今後も、企業等との連携した啓発活動やイベントを通じて、性別に関係なく、誰もが活躍できる社会づくりが必要です。
- 社会経済情勢の変化により、外国人住民の増加・多国籍化が進む中、相談窓口の多言語化や電子版多言語広報「かめやまニュース」の発信など、外国人住民の生活環境の整備に取り組んでいます。また、市民活動団体と協働して亀山日本語教室を開催し、日本語学習の支援に努めています。今後も、外国人住民が安心して暮らせるよう、情報発信の強化と学習機会の充実等を図る必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 人権施策の推進
 - ・ 地域・学校等との連携による人権啓発と人権教育の推進
 - ・ 関係機関との連携による人権相談支援体制の充実

- ◎ 男女共同参画の推進
 - ・ 市民や企業等に対する男女共同参画の意識啓発と行政や地域等における女性の参画拡大
 - ・ ハラスメントやDV等の防止に向けた啓発と相談支援体制の整備

- ◎ 多文化共生の推進
 - ・ 多文化共生への理解促進
 - ・ 時代の変化に応じた情報発信と多言語による相談支援

行政経営

<基本施策>

- (1) 開かれた市政の推進
- (2) 行財政システム改革の推進
- (3) 公有財産の適正管理・活用
- (4) 組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進
- (5) 行政DXの推進

基本施策：（１）開かれた市政の推進

【目指す姿】

行政が、市民の意見やアイデアを市政に反映しながら、公正で透明な行政運営を確立し、市民に信頼される市政運営をしています。

【現状と課題】

- 本市では、紙媒体の「広報亀山」、デジタル媒体の「市ホームページ」や「市公式LINE」、映像媒体の「行政情報番組」を主な広報媒体として活用し、市民が市政情報を入手しやすい環境の充実に努めています。広報紙は市民への浸透度が高い一方で即時性に欠けるほか、行政情報番組は伝わりやすさが高い一方で視聴が加入世帯に限られるという特性があります。また、即時性や拡散性が高いデジタル媒体は、スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及により利用が増えています。こうした状況を踏まえ、各種広報媒体の連携を強化し、情報発信力を高める必要があります。
- 市民の声をまちづくりに生かすため、「キラリまちづくりトーク」や「市長への手紙」など、様々な方法で市政に対する意見を聴く機会を確保していますが、発言者が限られる傾向があります。幅広い世代の市民の声をまちづくりに生かすための新たな仕組みを導入し、市民の多様な意見を反映することで、地域の活性化につなげることが求められます。
- 職員による不祥事は、公務に対する市民の信頼を損ねるため、「亀山市職員コンプライアンス条例」に基づいた様々な取り組みを行い、職員の意識改革を進めています。今後も、行政に対する信頼を高めるため、継続したコンプライアンス研修を実施するなど、職員コンプライアンスの更なる推進を図る必要があります。
- 市民の利便性向上や行政の効率化を推進する中で、個人情報の適切な管理運用が求められています。今後も、個人の権利や利益を守るため、職員の意識を更に高めるとともに、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた管理を徹底し、行政情報を適切に管理していくことが求められます。また、紙媒体で管理している多くの公文書についても、適切な保存方法を検討し、情報資産の保護を強化する必要があります。
- 情報公開制度については、市民の知る権利を尊重しながら適切に運用しています。今後も、情報公開請求に対する迅速な対応と公平・公正な制度運用により、行政の透明性を確保し、市民の信頼に添えていく必要があります。
- オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、今後もオープンデータによる行政のデータ活用を通じた諸課題の解決やAI学習データとしての観点からも、市が保有する公共データのオープンデータ化を一層推進する必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 広報・広聴の充実
 - ・ 各種媒体を活用した「伝わる広報」の展開
 - ・ 市民の声を市政に反映させる「深める広聴」の推進

- ◎ コンプライアンスの推進
 - ・ 職員のコンプライアンス意識の更なる向上と制度の確立

- ◎ 行政情報の適正な公開・運用
 - ・ 情報公開制度の適正運用と個人情報保護の徹底
 - ・ 公文書保存の最適化の推進
 - ・ 様々な統計情報の公開とオープンデータ化の推進

基本施策：（２）行財政システム改革の推進

【目指す姿】

市の行財政運営が、持続性を保ち続けています。

【現状と課題】

- 昨今の国際情勢や社会経済状況の影響によるエネルギー価格や物価の高騰、更には急激な人件費の上昇等により、本市の財政状況は急激に悪化しています。この厳しい財政状況を踏まえ、経費削減や効率的な財政運営を図り、将来にわたり安定した財政基盤の確立が求められます。また、予期せぬ財政需要に安定的に対応するためにも、財政の健全化を目指し、行財政改革を進めるとともに、長期的視点に立った計画的な財政運営が必要です。そのため、「財政構造改革骨太方針2024」に基づき、持続可能な財政構造への改革を進めることが重要です。
- 市では、平成20年6月に「亀山市民間活力活用指針」を策定し、指定管理者制度を導入して民間活力を生かした市民サービスの向上に取り組んでいます。しかし、その他のPPP（Public-Private Partnership）等の取り組みを十分に進展させることができていません。今後、多様な行政ニーズへの対応や地域課題の解決のため、民間活力の活用は特に有効な手法であることから、先進事例も参考に、積極的な導入を進める必要があります。
- 本市の市税収入額は、コロナ禍には一時的に100億円を下回りましたが、その後、回復し、ほぼ横ばいで推移しています。今後の税収は、税制改正や景気動向の影響等により個人市民税・法人市民税等の予測は難しい状況です。安定的に財源を確保するため、適正な評価と公正・公平な賦課に加え、収納率の向上を目指し、徴収体制の強化やデジタル化を進めることが必要です。
- 持続的な財政運営を図るためには、多様な手法による財源確保を進め、安定的な歳入基盤を確立することが不可欠です。そのため、市有財産の貸付や未利用地の売却、交付金等の積極的な活用など、様々な手法を駆使して財源を確保することが求められます。また、新たな財源確保の手法を模索し、持続可能な財政運営を支える基盤を強化することが必要です。
- 本市では、広域的な連携による市民サービスの向上等に向け、鈴鹿市との広域連合や伊賀市・甲賀市との「いこか連携プロジェクト」等の広域連携を進めてきました。今後も、市民の生活圏の拡大や多様化する行政ニーズに的確に対応するため、更なる広域連携の強化が求められています。

【主な施策の方向】

- ◎ 行政システムの改革と財政の健全化
 - ・ 行政システムの再構築と財政構造改革の推進
 - ・ ふるさと納税等の多様な歳入の確保
 - ・ 民間活力の活用による効率的な行政運営の推進

- ◎ 適正な評価課税と徴収体制の強化
 - ・ デジタル技術を活用した適正な固定資産評価の推進
 - ・ 公債権の一元的な徴収と税務署・県税事務所との連携強化
 - ・ 地方税統一二次元コード等の活用拡大による電子納付の推進

- ◎ 広域連携の推進
 - ・ 市域・県域を越えた自治体間連携の推進
 - ・ 広域連合等における広域行政の推進

基本施策：（３）公有財産の適正管理・活用

【目指す姿】

市の公有財産が、適切に管理され、効果的に活用されています。

【現状と課題】

- 少子高齢化に伴い人口減少が進行する中、地域社会の構造や市民ニーズが変わりつつあり、公共施設の利用状況も大きく影響を受けることが予想されます。このような中、亀山市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合により複合化を進め、現状に合わせた適正な施設配置が求められるとともに、施設の老朽化対策や維持管理費の削減を図り、持続可能な施設運営を目指すことが必要です。
- 本市の財政状況が厳しい中、持続可能な財政運営を進めるため、今後控える新ごみ処理施設、新庁舎、学校施設長寿命化、新し尿処理施設の大規模施設整備について、将来にわたる財政的負担を軽減する整備スケジュール等について検討を重ね、基本的な考え方を令和7年2月に取りまとめました。今後は、財政負担の平準化やライフサイクルコストの縮減を踏まえ、各施設の整備方針等を整理し、更新等につなげていく必要があります。
- 安定した財源の確保による財政の健全化に向け、市が保有する未利用財産の利活用や処分を推進し、資産の有効活用を図ることが求められます。今後は、未利用地や空き施設を有効に活用し、地域の活性化に寄与する新たな価値を創出するとともに、売却や貸付を進めることで、持続可能な財政運営に向けた財源確保を図る必要があります。
- 建設から65年以上が経過する市庁舎は、災害時の防災拠点としての役割等を考慮し、新庁舎整備に向けた取り組みを進めており、亀山駅周辺エリアを建設予定地として選定するなど、事業の進捗を図っていますが、新ごみ処理施設の整備時期との調整により、整備時期を6年程度延伸することとしました。このため、財政負担軽減の観点から、事業手法等について引き続き検討するとともに、その財源となる庁舎建設基金についても、計画的な積み立てを行う必要があります。さらに、新庁舎整備に伴い、現在分散している行政機能を新庁舎に集約する方針であるため、現本庁舎や総合保健福祉センター、関支所等の有効活用についても検討する必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 公共施設の整備と財産管理の効率化
 - ・ 長期的な整備効果を見据えた計画的な施設整備の推進
 - ・ 施設の統廃合や複合化による効率的な施設管理の推進
 - ・ 未利用財産の有効活用の推進

- ◎ 新庁舎整備計画の推進
 - ・ 新庁舎整備と跡地の有効活用の推進
 - ・ 新庁舎建設に向けた基金の計画的な積み立ての推進

基本施策：（４）組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進

【目指す姿】

職員が、個々の能力を生かせる組織体制のもと、安全・安心な職場環境で働いています。

【現状と課題】

- 第5次亀山市定員適正化計画による組織体制とするためには、必要な正規職員を確保し、効果的に配置する取り組みが求められますが、全職種の応募者が減少しており、一部の職種では必要な人員を確保できない状況です。一方、会計年度任用職員については、正規職員との業務分担を明確にし、効果的に配置する必要があります。また、本市の施策を確実に推進していくに当たり、その時々課題に対応するため、組織・機構の見直しを機動的に実施する必要があります。
- 職員の定年年齢が65歳に引き上げられることに伴い、60歳以上の職員がこれまでの経験やスキルを十分に生かせる配置や環境を整備する必要があります。
- 社会情勢の急激な変化により、職員に求められるスキルも変化してきました。そのため、職員研修の形態や内容の見直し等により、社会の変化や組織に適応する人材を育成する必要があります。また、職員にとって、組織目標の達成と自己成長の方向性が一致し、業務にやりがいや働きがいを感じて主体的に貢献できる職場づくりを図っていく必要があります。
- 働きやすい職場づくりのため、研修等によるハラスメント防止対策や健康診断、ストレスチェック等を実施しています。今後も、職場内外でのハラスメント防止を徹底し、全ての職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境を整備する必要があります。また、より快適な職場環境の形成を促進するため、職員の健康管理と職場の安全管理を適切に実施する必要があります。
- 職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、第4次亀山市特定事業主行動計画に基づく取り組みを行ってきましたが、一部目標については達成に至っていません。そのため、第5次亀山市特定事業主行動計画に掲げる年次有給休暇取得促進等の目標達成を目指し、職員のワーク・ライフ・バランスを更に促進する必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 施策を推進するための組織体制構築と人材確保
 - ・ 行政ニーズに対応した組織・機構改革の実施
 - ・ 職員採用試験におけるオンライン方式の活用の推進
 - ・ 適正な定員管理と正規職員と会計年度任用職員の業務分担の明確化

- ◎ 職員の能力開発と働き方改革
 - ・ 職員研修体系の拡充による人材育成の推進
 - ・ 60歳以降の働き方を見据えた職場環境づくりの推進
 - ・ フレックスタイム制など時代に応じた働き方の推進
 - ・ 職員のエンゲージメント向上に向けた多角的な施策展開

- ◎ 職員の健康管理とハラスメント対策の推進
 - ・ 職員の健康管理の充実
 - ・ 職場内外でのハラスメント防止の徹底

基本施策：（５）行政DXの推進

【目指す姿】

市民が、デジタル技術の活用により、利便性の高い行政サービスを受けることができます。

【現状と課題】

- 自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するために国が策定した「自治体DX推進計画」は、令和7年度末が計画期間の終期であることから、今後も自治体DXを引き続き推進する必要があるため、国は今後の計画の取り扱いについて検討を行うこととしています。本市においても、これらの動向を注視しつつ、行政DXを一層推進するための施策を展開する必要があります。
- 行政手続きのオンライン化をはじめとするデジタル技術の活用を妨げている「アナログ規制」を見直す必要があります。この見直しを進めた上で、業務プロセスのデジタル化を加速させ、行政事務の効率化と行政サービスの利便性向上を実現することが重要です。
- 本市のマイナンバーカードの保有率は令和6年度末で79.4%となり、マイナンバーカードを活用した証明書等のコンビニ交付の利用率は、年々増加している状況です。今後、更なる証明書等のコンビニ交付の利用を促進し、窓口業務の軽減につなげる必要があります。
- 急激な人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足により、必要な行政サービスを維持できなくなることが懸念されています。このような状況においても、中長期的に行政サービスを維持・充実させるためには、AIをはじめとするデジタル技術を最大限に活用し、行政サービスや行政事務に変革をもたらす必要があります。
- 行政DXを進めるためには、自らデジタル技術を活用して課題を解決できるデジタル人材が不可欠です。しかし、全国的にあらゆる場面でデジタル人材の不足が顕在化しており、デジタル人材の育成と確保が急務となっています。また、行政DXの推進を一層加速させ、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な行政経営を実現するためには、これをけん引する行政DX推進体制の強化と環境の整備が必要です。
- 国家を背景とする組織からの攻撃をはじめとするサイバー攻撃の洗練化や巧妙化が一層進展している中、サイバーセキュリティの確保が必要となっています。また、行政情報システムは行政経営の基盤であり、行政サービスの提供等に不可欠であることから、その安定稼働を図る必要があります。

【主な施策の方向】

- ◎ 「オンライン市役所」の推進
 - ・ 行政手続きのオンライン化による行政事務の効率化と行政サービスの質・利便性の向上
 - ・ 証明書等コンビニ交付による窓口業務の軽減と利用の促進

- ◎ デジタル活用による業務改革
 - ・ AI など新たなデジタル技術の活用による業務の効率化と省力化の推進
 - ・ マイナンバーカードの利便性向上と業務効率化の推進

- ◎ デジタル人材の育成・確保とDX推進体制・環境の整備
 - ・ デジタル人材の確保に向けた取り組みとDX推進体制の強化
 - ・ テレワークの推進による多様な働き方の継続と公務の持続可能性の向上
 - ・ 職員用端末の刷新による生産性の向上と業務の効率化の推進

- ◎ サイバーセキュリティとシステムの安定稼働
 - ・ 情報セキュリティポリシーの改善によるセキュリティ対策の強化
 - ・ 行政情報システムの安定稼働による住民サービスの維持・充実と行政事務の効率化・迅速化の推進

- ◎ 全国的な情報システム標準化と共通化
 - ・ 地方公共団体情報システム標準化等への対応